

平成29年10月16日判決言渡 同日原本領収裁判所書記官

平成25年(ワ)第249号 国家賠償等請求事件

口頭弁論終結日 平成29年6月19日

判 決

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

主文

- 1 被告Sは、原告Aに対し、●●を支払え。
- 2 被告Sは、原告Bに対し、●●を支払え。
- 3 被告Sは、原告Cに対し、●●を支払え。
- 4 被告Sは、原告Dに対し、●●を支払え。
- 5 被告Sは、原告亡E訴訟承継人Fに対し、●●を支払え。
- 6 被告Sは、原告Fに対し、●●を支払え。
- 7 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 8 訴訟費用は、原告らと被告Sとの間に生じたものはこれを5分し、その1を原告らの負担とし、その余を被告Sの負担とし、原告らと被告秋田県との間に生じたものは原告らの負担とする。
- 9 この判決は、第1項ないし第6項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

1 原告らの被告らに対する請求

- (1) 被告らは、原告Aに対し、連帯して●●を支払え。
- (2) 被告らは、原告Bに対し、連帯して●●を支払え。

- (3) 被告らは、原告Cに対し、連帯して●●を支払え。
- (4) 被告らは、原告Dに対し、連帯して●●を支払え。
- (5) 被告らは、原告亡E訴訟承継人Fに対し、連帯して●●を支払え。
- (6) 被告らは、原告Fに対し、連帯して●●を支払え。

2 原告らの被告秋田県に対する請求

- (1) 被告秋田県は、原告Aに対し、●●を支払え。
- (2) 被告秋田県は、原告Bに対し、●●を支払え。
- (3) 被告秋田県は、原告Cに対し、●●を支払え。
- (4) 被告秋田県は、原告Dに対し、●●を支払え。
- (5) 被告秋田県は、原告亡E訴訟承継人Fに対し、●●を支払え。
- (6) 被告秋田県は、原告Fに対し、●●を支払え。

3 原告津谷Aの被告Sに対する請求

被告Sは、原告Aに対し、●●を支払え。

第2 事案の概要

1 請求の内容

- (1) 原告らの被告らに対する請求（前記第1の1）

原告らは、弁護士である亡津谷裕貴（以下「津谷弁護士」という。）の親族であるところ、津谷弁護士は被告Sに殺害された、110番通報を受けた秋田県警察（以下「県警」という。）の通信指令室や現場に臨場した警察官が適切に対応していれば、津谷弁護士が殺害されることはなかったなどと主張して、被告らに対し、民法709条、719条、国家賠償法1条1項に基づき、①津谷弁護士の妻である原告Aは、●●の連帯支払を、②津谷弁護士の子である原告B、原告C及び原告Dはそれぞれ、●●の連帯支払を、③津谷弁護士の両親である原告亡E及び原告Fはそれぞれ、●●の連帯支払を求めた。

- (2) 原告らの被告県に対する請求（前記第1の2）

原告らが、県警は真相を隠ぺいするために不適切な捜査をし、事件後に虚偽の説明をしたことにより、精神的苦痛を受けたなどと主張して、被告県に対し、国家賠償法1条1項に基づき、①原告Aは、●●の支払を、②原告B、原告C、原告D、原告亡E及び原告Fはそれぞれ、●●の支払を求めた。

(3) 原告Aの被告Sに対する請求(前記第1の3)

原告Aが、被告Sからけん銃を突き付けられ、脅迫されたなどと主張して、被告Sに対し、不法行為に基づき、●●の支払を求めた。

2 前提となる事実(当事者間に争いのない事実又は文章中に記載した証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 当事者等

ア 津谷弁護士は昭和30年3月21日生まれで、昭和55年に司法試験に合格して昭和58年に弁護士登録をし、以後、秋田弁護士会所属の弁護士として活動し、平成13年には同弁護士会会長を務め、平成21年からは日弁連の消費者問題対策委員会の委員長の地位にあった(甲51, 102の2)。

津谷弁護士(当時55歳)は、平成22年11月4日、秋田市泉北三丁目●番●号の自宅から秋田赤十字病院に搬送されたが、同日午前5時32分頃、心損傷に基づく左胸腔内出血により死亡した(甲2)。

イ 原告Aは昭和57年10月に津谷弁護士と婚姻した者であり、原告B(昭和58年4月14日生)、原告C(昭和60年1月21日生)及び原告D(昭和62年9月10日生)はいずれも津谷弁護士の子である。なお、法定相続分は原告Aが2分の1であり、原告B、原告C及び原告Dはいずれも各6分の1である。

ウ 原告亡E及び原告Fは津谷弁護士の父母である。

原告亡Eは本件訴訟が係属中の平成27年11月12日に死亡し、同人の妻である原告Fがその権利を相続した。

エ 被告県は県警を管理、運営する地方公共団体である。

(2) 被告Sと津谷弁護士との関係等

ア 被告Sは津谷弁護士が死亡する約30年前から津谷弁護士と知り合いであった。しかし、津谷弁護士は、被告Sが平成13年8月23日に妻Yと協議離婚した際、Yの代理人として、被告Sに対し財産分与を求める調停を秋田家庭裁判所に申し立てた。調停手続は不成立となり、審判手続に移行した(同庁平成14年(家)第434号)。そして、平成16年4月19日、共有財産は6105万4150円であり、Yの取得額を2442万1660円とした上で、被告Sに不動産の取得を認める一方、Yへの清算金2030万4155円の支払を命じる旨の審判がされ、被告Sは即時抗告を申し立てたものの、同年7月30日、棄却された。被告Sは、同年12月30日までに上記の清算金を完済した。

イ 被告Sは、平成21年7月、財産分与で取得した不動産を売却したが、上記審判での評価額を下回る金額での売却となったことから、津谷弁護士にだまされたと思うようになった。そして、被告Sは、津谷弁護士が被告Sと知り合いであったにもかかわらず、Yの代理人となったのは、Yをそそのかして離婚させ、被告Sの財産を奪い取って多額の報酬を得るためであったと考え、津谷弁護士に対し、強い恨みを持つようになった。(甲10, 49, 50, 56, 81)

(3) 平成22年11月4日の状況等

ア 津谷弁護士は原告Aとともに、秋田市泉北三丁目●番●号所在の木造平屋建ての自宅建物(以下「本件被害者宅」という。)で居住していた。本件被害者宅の状況は別紙2「本件被害者宅及び付近の状況」及び別紙3「本件被害者宅見取図」のとおりであり、建物の西側には北から順に原告Aの寝室、津谷弁護士の寝室、応接室が、東側には北から順に台所、仏間があり、中央に南側の玄関から原告Aの寝室まで続く長さ約10.98mの廊下がある(甲30)。

イ 被告Sは、平成22年11月4日午前4時頃、実包入りの自動装てん式けん銃、剪定ばさみ（刈込ばさみ）を解体した刃物（刃体の長さ約22cm。柄の長さを調整することができるため、全長は66cmから99.5cmとなる。刃体は鋭角の切先を有する片刃の鉄製である。以下「本件凶器」という。）、手錠、結束バンド、火薬入りベスト2着、携帯用ガスボンベ等を組み合わせた爆破装置、防護マスク、胸当てなどを準備した上、本件被害者宅に応接室の窓ガラスを割って侵入した。

そして、被告Sは、津谷弁護士の寝室において、津谷弁護士に対してけん銃を突き付け、上記ベストを着るように迫り、けん銃の引き金を引いたものの、発射しなかった。（甲10、31、58、乙A9）

(4) 原告Aによる110番通報と県警の通信指令室とのやりとりの状況等

ア 原告Aは、隣の津谷弁護士の寝室から「お前を殺しにきた」、「早くベストを着ろ。殺す」などと怒鳴る成人男性の声と、「前からの知り合いだろ」となだめるような津谷弁護士の声が聞こえてきたことから、ただごとでないと思い、平成22年11月4日午前4時5分25秒、自らの寝室から携帯電話で、秋田県警察本部生活安全部地域課通信指令室に110番通報（以下「本件110番通報」という。）をした。

イ 原告Aと通信指令室で本件110番通報を受理したI警部補との間で、同日午前4時6分48秒まで、次のやりとりが行われた（甲5の2、6、11の1）。

I：「はい、110番警察です。事故ですか、事件ですか。もしもし」

A：「泉北3の●の●のツヤヒロタカです」

I：「もしもし、どうしたの」

A：「誰かが来てます。侵入者が」

I：「あー」

A：「殺すとか言ってます、主人に。弁護士なんですけど」

I : 「えー，弁護士」
A : 「ええ，ツヤヒロタカです」
I : 「んー，何ヒロタカさん」
A : 「ツヤヒロタカです」
I : 「住所どこですか」
A : 「泉北3の●の●」
I : 「泉北」
A : 「はい」
I : 「三丁目の」
A : 「●の●」
I : 「●の●。何，もう一度お名前お願いします」
A : 「ツヤヒロタカ」
I : 「ツヤさん」
A : 「はい」
I : 「あー，津谷弁護士さん」
A : 「はい」
I : 「はい，どうしたんですか，誰か来ているという」と
A : 「誰か来てます。私，自分の部屋にいますけど，主人のこと殺すって言ってます」
I : 「あー，主人のこと殺す」
A : 「ええ，すぐ来てください」
I : 「家の中にいるの，外にいるの」
A : 「家の中にいます。何かすごいドンドン音して」
I : 「あー，家の中にいるの」
A : 「ええ」
I : 「はい，わかりました，じゃ今行きますけども」

A：「はい」

I：「えーと、奥さんですか」

A：「はい」

I：「お名前お願いします」

A：「Aです。早く来てください」

I：「はいはい、今行きますので。今警察官向かってます」

A：「はい」

I：「旦那さんは家にいないんですか」

A：「わかりません、何となっているのか」

I：「あー、何となっているのかわからない。あー、声聞こえますね。今行きますのでね」

A：「はい」

I：「はい、はい」

(5) 通信指令室からの指示等

ア 通信指令室は、本件110番通報の当時、15人の警察官が5人ごとの三班編制による三交替で勤務しており、各班の勤務時間は午前8時30分から翌日の午前8時30分までの24時間であった。本件110番通報時、受理台1人、指令台1人の2人態勢であった。

受理台での受理内容は、指令台においてもモニターすることができる。また、指令官から各警察署への無線指令は、出動している警察車両も傍受することができる。

なお、通信指令室の受理台と総合指令台には着信表示灯が備え付けられており、重要事件を受理したときには赤点灯させ、他の職員が認識できるようになっていたが、本件110番通報を受理した際、赤点灯することはなかった。

イ 通信指令室のT巡查部長は、本件110番通報中の午前4時6分18

秒，秋田中央警察署に対し，「喧嘩口論の110番通報です。場所は泉北三丁目●の●津谷弁護士宅。ここで津谷弁護士，この者を訪ねてきた者が『弁護士を殺す』などと話しているとの通報です。通報者は当事者の妻。入電時間4時5分」と無線連絡し，現場出動を指令した。なお，この無線連絡は同日午前4時6分57秒に終了した。（甲5の2，6）

ウ 県警の刑事部機動捜査隊の捜査用車両（機捜6）で警ら中であったS警部補，K巡查部長及び体験入隊生のS巡查は，通信指令室からの本件110番通報に係る無線指令を傍受した。その後，機捜6と通信指令室との間で次のようなやりとりが行われた。（甲5の2，6，111）

（ア）午前4時7分6秒から午前4時7分31秒

（機捜6）「北三丁目以下の住所送ってください」

（通信指令室）「泉北三丁目●の●津谷弁護士宅となります」

（イ）午前4時9分00秒から午前4時9分38秒

（通信指令室）「扱い中ですか」

（機捜6）「110番の件で津谷弁護士宅を探しております」

（ウ）午前4時11分24秒から午前4時11分35秒

（機捜6）「現着」

（通信指令室）「了解」

（機捜6）「無線離れます」

エ なお，通信指令室からの無線指令を受けて，秋田中央警察署の車両「中央67」，「中央74」と幸町交番のミニパトカーが出動し，「中央74」は午前4時13分に，ミニパトカーは午前4時16分に，それぞれ本件被害者宅に到着した（甲6，乙A2）。

（6）S警部補らの現場到着後の状況等

ア 機捜6を運転していたK巡查部長は本件被害者宅東側の市道に機捜6を停車させ，後部座席にいたS警部補は降車して本件被害者宅に向かい，K

巡查部長は、S 巡查に対し、通信指令室に現場到着を連絡するように指示した後以降車した。S 巡查は、上記のとおり、午前4時11分24秒、通信指令室に、現場に到着した旨の無線連絡をした。(甲5の2, 6, 111, 158)

イ S 警部補は、降車したとき、警棒を携帯することなく、耐刃防護衣も着装しなかった。そして、S 警部補は、本件被害者宅の勝手口に回り、靴を脱いで台所に立ち入った。なお、K 巡查部長もこれらを携帯、着装せずに、勝手口から本件被害者宅に立ち入った。

ウ S 警部補とK 巡查部長は、本件被害者宅の廊下で、けん銃を持っていた津谷弁護士を腕を掴んだため、津谷弁護士は身動きがとれない状態になった。その隙に、被告Sは、本件凶器を置いていた応接室に向かった。

なお、S 警部補の身長は183cm(証人S 警部補)、K 巡查部長の身長は185cmであり(甲14, 証人K 巡查部長)、津谷弁護士は約166.6cm(甲103)、被告Sは161cm(乙A10)であった。

エ S 警部補らは、津谷弁護士の寝室で、津谷弁護士が「刺された」といい、その胸部等から出血が認められたことから、被告Sを殺人未遂で現行犯逮捕し、K 巡查部長は、午前4時12分57秒、通信指令室に、「60歳の男、え一、津谷弁護士と思われる者腹部を刺しました。現在、殺人未遂で現逮」と無線連絡した(甲5の2, 6, 111)。

オ 津谷弁護士は救急車で秋田赤十字病院に搬送されたが、平成22年11月4日午前5時32分頃、心臓の損傷に基づく左胸腔内出血により死亡した。津谷弁護士には心臓の損傷を伴う深さ約12センチメートルの前胸左側部の創傷及び肋骨後面に達する深さ約19センチメートルの前胸左側下部の創傷が認められたが、これらはいずれも本件凶器によるものであった。(甲2, 10, 11の1, 81)

(7) 県警による捜査の状況等

ア 秋田中央警察署のH巡查部長は、平成22年11月4日、原告Aの供述調書を作成し（甲149）、県警は、同日及び翌5日、原告Aを立会人として本件被害者宅の検証を実施した（甲115）。なお、同日の検証には、秋田弁護士会の被害者支援として同会所属の弁護士が原告Aに付き添った（甲106）。

イ 同月7日に津谷弁護士の火葬が、同月8日に通夜が、同月9日に葬儀が執り行われた。

ウ 同月8日の午前2時30分からS警部補を立会人とする実況見分が、午前3時30分からK巡查部長を立会人とする実況見分が、本件被害者宅で行われた（甲33、83）。

エ 県警は、原告Aらの要望を受けて被害者支援の一環として手配した工事業者による本件被害者宅の内装とカーペットの張り替え工事が同月11日に予定されていたことから、前日の同月10日に、鑑識資料採取の終了に伴う現場の還元措置として、台所の血痕等を拭き取った。

オ 原告Aは、同月13日午後1時から午後3時まで、検察官による事情聴取を受けた。この際、秋田弁護士会の被害者支援として同会所属の弁護士が原告Aに付き添った（甲106）。

また、県警は、同月19日、原告Aを立会人とする本件被害者宅の実況見分を行ったが、この際も上記弁護士が付き添った（甲106）。H巡查部長は、同月26日付けで実況見分調書を作成した（甲82）。

検察官は、同月21日、S警部補及びK巡查部長の供述調書を作成した（甲147、148）。また、検察官は、同日午前10時から正午まで、原告Aから事情聴取をし、原告Aの供述調書を作成したが、この際も上記弁護士が付き添った（甲52、106、150）。

(8) 事件後の県警の対応等

ア 県警の原告らに対する説明

(ア) 被害者支援担当官である秋田中央警察署の小森和彦刑事官らは、平成22年11月11日、津谷弁護士の事務所で、原告B、原告Cに対し、約1時間40分間、事件について説明をした。このとき、弁護士2名も同席した。

(甲172)

(イ) 県警の佐藤憬刑事部長らは、同月25日、本件被害者宅で、原告Aらに対し、事件について説明するとともに、「2人の警察官の行動については、ベストではなかったが、やむを得なかったと判断している。力不足を率直に認める。誠に申し訳ありませんでした。」と述べた(甲14)。

(ウ) 県警の西川直哉本部長は、同年12月3日、本件被害者宅を訪問し、原告Aらに対し、事件について説明するとともに、「警察官が110番通報で駆け付けながら殺人事件という最悪の結果を招いてしまい、警察が来てくれれば何とかしてくれるという期待に応えることができなかったことは、現時点で秋田県警察の力不足であり、誠に申し訳なく思っており謝罪します。」と述べた(甲14)。

イ 秋田県議会教育公安委員会における答弁、説明

(ア) 平成22年11月10日、県警の西川本部長及び佐藤刑事部長らは、秋田県議会教育公安委員会に出席して、事件について、次のような内容の答弁、説明をした(甲12、13)。

(刑事部長) 勝手口から入っていったところ、男性2人がもみ合っている状況があった(甲12・7頁)。

(本部長) 「県警に落ち度はなかった」との捜査第一課長の発言は、けん銃をおさえたこと、枝切りばさみをよけたことなどについて発言したものと認識している。国民の生命等を守るという責務を十分果たしていないことは明らかであるから、大いに反省しなければならないし、この種の事件に対する備えが十分でなかったことについても反省しなければならない。(甲12・7頁)

(刑事部長) けん銃を取り上げていた津谷弁護士を被疑者と勘違いした、これはありました(甲12・8頁)。

(刑事部長) 警察官は、けん銃は持っていたが、警棒は捜査車両の中に置いていた。被疑者が凶器を持っているという情報がなかったので、警棒は持っていかなかった。(甲12・9頁)

(本部長) 警察官、特に機動捜査隊の警察官は、身軽なことが一つ利点であるので、すべての装備資機材を着装している状況ではない。耐刃防護衣、警棒については、常時着装を本来指示すべきところ、いままでなされていなかった。真っ暗な中から突然出てきたもので、直ちに分からない状況であったので、直ちにたたき落とすという動作は非常に危険を伴う。体裁きをして間合いをとるといえるのは、逮捕術の基本である。(甲12・9頁)

(本部長) 大型の刃物に対する想定が十分でなかったことは事実である(甲12・10頁)。

(刑事部長) どうしたら被害者を守ることができたのか、検討しなければならない。そういう意味で、どういう状況であったのかきちっと確認する、そういうことに今全力を尽くしている。(甲12・11頁)

(生活安全部長) 殺されるというような110番は、今回が今年では初めてである(甲12・13頁)。

(本部長) 油断という言葉が適切かどうか分からないが、ほとんどそういう事案がないことは事実である。機動捜査隊員も機動性を重視する方向で、耐刃防護衣を常時着装していなかったし、警棒も携帯していなかった。けん銃所持が明らかであれば耐弾防護衣、大型刃物であれば耐刃防護衣を着用する。今回、そういう認識はなかった。(甲12・13頁)

(本部長) 非常に抽象的な書き方をして現場に負担をかけている。刃物の使用が予想されるときは耐刃防護衣を着装することになっているが、現場の判断に任されている。(甲12・13頁)

(本部長) レスポンスタイムは昨年で平均7分36秒であった。それとは直接比較できないかもしれないが、今回の5分は早く行けたと思っている。(甲12・14頁)

(本部長) 1名が現場に入り津谷弁護士からけん銃を取り上げようとしたが、すぐに離していただかず、もう一人がけん銃を取りに加わった。ただ、その時点で津谷弁護士からおれじゃないという発言があったので、手を離れた。(甲12・15頁)

(刑事部長) これまでは(装備を)常時付ける状況ではなかった。今回は、殺されるという話もあったから、付けていくべき事案であった。

(甲12・16頁)

(刑事部長) 間違いなくけん銃を持っている弁護士を当初被疑者というふうには勘違いしたことは事実である。ただ、私でない、犯人はあっちだという趣旨の話をされたときに、警察官はすぐ手を離している。(甲12・18頁)

(イ) 同年12月9日、西川本部長及び佐藤刑事部長らは、同委員会に出席して、事件について、次のような内容の答弁、説明をした(甲14, 15)。

(本部長) 装備を付けていくケースであった。一番大きな問題は、現場の判断に任せているところにあった。(甲14・16頁)

(刑事部長) 警察官2人が現場の家屋に順次入ったところ、2人の男性が廊下でもみ合っていた。「おれじゃない、あっちだ」というふうに言われて、けん銃を持った男性が被害者、逃走した男が被疑者であることが分かりました。それで、警察官は被害者から手を離して、1名の警察官が被疑者を逮捕すべく向かった。(甲14・18頁)。

(刑事部長) 1人の警察官が逮捕すべく応接室に向かったところ、被疑者が刃物を向けて、暗い応接室から突然飛び出してきた(甲14・18頁)。

(本部長) けん銃を持っている者が更に大きな刃物を持っているケースはあまりないし、ここまで鋭利で大きな刃物は、今まで見たことがなかった。か

なり特異なケースであった。やはり我々の準備不足、力不足が大きかった。

(甲 1 4・1 9 頁)

(刑事部長) 車が着いて、すぐ1人の警察官が被害者宅に向かい、それから10秒から12秒くらいだと思うのですが、遅れて2人目が臨場した。2人目の警察官が10秒ないし12秒ほど遅れて勝手口から入った。(甲 1 4・2 1 頁)

(本部長) 津谷弁護士は少し興奮しておられたのだと思うが、最後までけん銃を離していただかず、2人でこれを取り上げようとした。それでもけん銃を最後まで離されず、津谷弁護士は刺されるまでけん銃を持たれていた。(甲 1 4・2 1 頁)

(首席参事官) 通報によって警察官2名が現場の家屋に順次入っていった。2人の男性が廊下でもみ合っていた。外から見れば「犯人と誤認した」、「勘違いした」というふうな状態であるが、臨場警察官から事情を聞いた中で、彼らの内心的には「とにかく危険防止のためにけん銃を取り上げに行った」ということで、それが犯人とか犯人でないとか以前の問題であったということ、我々の方で確認した。したがって、臨場警察官は、そのときけん銃を持っていた人が犯人と認識したわけではなかったということ、私から、その時点では「誤認」でもあるいは「勘違い」でもないという説明をさせていただいた。(甲 1 4・2 7 頁)

(ウ) 同年12月27日、西川本部長及び佐藤刑事部長らは、同委員会に出席して、事件について、次のような内容の答弁、説明をした(甲 1 6)。

(本部長) 警察官が到着するまでに、被疑者と原告Aと津谷弁護士が3人で争っていた時期はあった。その過程で台所で争っていたこともあるだろう。ただ、警察官が入ってきたときは台所ではなかった。(甲 1 6・6 頁)

(刑事部長) 警察官は現認していないのです。3人で争っていたことを否定するものではない。警察官が臨場したときに、台所の前の廊下で男性2人が

もみ合っていた。（甲 1 6・7 頁）

（刑事部長）ブルーシートを敷いた事実があります。血痕もありましたし、いろんな鑑識活動をしているので、証拠保全のために敷いた。（甲 1 6・8 頁）

（刑事部長）ブルーシートを掛けたのは 1 1 月 7 日から 8 日と確認している。それは、警察官立会いの再現見分を 1 1 月 8 日の午前 2 時過ぎから行ったときに、鑑識機材などを置くことで現場が破壊されることを防止するために置いたと確認している。（甲 1 6・1 5 頁）

（本部長）大量の血痕という点からすれば、位置はなかなか申し上げにくいところではありますが、c の部分（玄関のブルーシート部分）にはございません。C の部分については血痕が全くないということはないですけれども、いろいろな諸活動でついたものもございまして、どういう性質の血痕か、直ちには申し上げにくいところです。（甲 1 6・1 5 頁）

（刑事部長）寝室になだれ込む経緯については検証結果に記載されているが、被疑者と被害者が一塊になってなだれ込むように寝室に入っていました。（後を追って）最初に K 巡査部長が入っていきます。一瞬遅れて S 警部補も入っていました。この時、初めて被害者の方が「刺された」と寝室で言いました。そこで、） K 巡査部長が「離れて」と叫んで離脱させようとしたところ、被害者の方が自分で立ち上がって、その際、身体の前面に血がついているのが見えた。被疑者は血のついた刃物を持っていた。（甲 1 6・1 5 頁）

（本部長）（ブルーシートの下に）血痕があったかということについて、言われれば、血痕らしきものはございます。ただ、これは津谷弁護士の手から滴下した血痕ではないというように考えております。（甲 1 6・1 7 頁）

ウ 「秋田市泉北地内における男性弁護士被害持凶器殺人事件に対する秋田県警察の対応に関する検証結果」（甲 1 7）

県警は、平成22年12月27日、「秋田市泉北地内における男性弁護士被害持凶器殺人事件に対する秋田県警察の対応に関する検証結果」（甲17。本件検証結果）を公表した。本件検証結果に記載された問題点等は次のとおりである。

（ア）事案の概要

① S警部補は、現場の勝手口のたたき（三和土）に入ったところ、2人の男性が廊下付近でもみ合っていたため、2人を引き離そうと間に入ったが、一方の男性（被害者）がけん銃を手に行っていることに気付き暴発等による危険防止のためけん銃を持つ右手をつかみ上げた。なお、この時、S警部補はもみ合い状態の2人の間に飛び込んでおり、原告Aの存在については認識していない。

その隙に、被告Sが同所から離れて見えなくなっており、遅れて入ってきたK巡查部長も、S警部補に加勢してけん銃を持つ男性の右手をつかみ、2人でけん銃を取り上げようとした。なお、この時、S警部補、K巡查部長ともに、けん銃を持つ男性の左手を押さえたとの認識はないが、けん銃を取り上げようとする中で、一時的に津谷弁護士の左手を押さえた可能性は否定できない。

その際にけん銃を持っていた津谷弁護士と原告Aから、「俺じゃない」、「あっち」などと言われ、離れて見えなくなった男が被疑者であり、けん銃を持った男性が被害者であることが判明したことから、つかんでいた右手を離した。

② S警部補が応接室の入り口付近に近付いたところ、突然、被疑者が大型の刃物を向けて真っ暗な応接室から飛び出してきたため、S警部補はとっさに左後方に体裁きをして刃先をかわした。

③ 被告Sは、S警部補に刃先をかわされると、そのまま津谷弁護士の方向に向かって突進し、被告Sと津谷弁護士と一緒に津谷弁護士の寝室になだれ込み、津谷弁護士が被告Sに覆いかぶさるように倒れ込んだ。S警部補及びK巡查部長は、後を追って寝室に入り、津谷弁護士の下になっていた被告Sを制圧

したが、その際、津谷弁護士が「刺された」と話したため、被告Sを殺人未遂で現行犯逮捕した。

(イ) 本件における問題点等

① 訓練に関する問題点

県内では重要凶悪事件の発生が少ないことから、機動捜査隊では、具体的な現場を想定した総合術科訓練の実施の必要性の認識が十分になく、今年に入ってから事件発生まで1回行われたのみであった。その訓練も被疑者の制圧・逮捕を比較的広い場所で行うことを念頭に実施しており、狭い暗い屋内での制圧・逮捕や臨場警察官相互の連携による訓練、あるいは被害者等の保護を図りながらの制圧を想定した訓練は行われておらず、結果、本件を含む様々な突発事案に対応できる訓練として十分でなかった。

② 装備資機材に関する問題点

機動捜査隊における警棒の携帯及び耐刃防護衣の着装については、尾行、張込み等の高い秘匿性が求められる捜査や機動性のある活動に支障が生じる懸念もあったことから、これらの常時の携帯等を義務づけていなかった。したがって、機動捜査隊員は、通常の勤務時は警棒・耐刃防護衣を携帯等しておらず、本件においても、現場に急行した隊員は、それらの携帯等をしていなかった。本件においては、「主人のこと殺すって言ってます。」等の通報内容から、それらを携帯等すべきであったが、臨場した隊員は、このことを認識していたものの、被疑者が拳銃等の凶器を持っていることまで想定せず、また、現場付近で争う声を聞き、一刻も早く事態の收拾を図ることを優先して、そのまま臨場したものである。このように、犯罪現場の個々の局面ごとに警棒及び耐刃防護衣の携帯等の判断を警察官に委ねている現行の運用では、本件のような事件に対し、的確な措置を講じることができなかったものと言える。

③ 通信指令に関する問題点

この種の事案を想定した具体的な通信指令の訓練が十分になされておらず、

被害者の詳細な状況等について把握できないという状況があったものの、通報の内容にかんがみ、できる限り凶器や被疑者、被害者の具体的な状況の把握、装備資機材の着装についての注意喚起に努める必要があった。

また、110番通報の受理と指令を別の職員が担当していたものの、深夜・早朝の時間帯であり、指揮体制がその他の時間に比べ薄くなっていたほか、通信指令室において、各種事案を想定したわかりやすい指令要領を掲示するなどの工夫の余地があった。

④ 警察官の現場対応について

被害者を被疑者と誤認したとされることについて、臨場した機動捜査隊員は、現場でもみ合っている2人のうち一方の男性(被害者)が現にけん銃を把持しているのを認め、直ちにけん銃の暴発等による危険防止に向けた措置を講じたものであり、この行為は被害者を被疑者と誤認したことによるものではなかった。

また、被疑者の逮捕に向かった警察官が暗がりから突然大型の刃物を突き出してきた被疑者による攻撃に対し、装備資機材の着装等がないなかで、やむを得ず瞬間的に体裁きをせざるを得なかったものであった。けん銃を使用しなかったことについても、屋内の狭い場所で発砲すれば、被疑者以外の第三者に危害を与えるおそれがあると判断したものである。

(ウ) 今後の再発防止策

① 訓練、装備資機材の着装等についての意識改革の推進

本件においては、装備資機材の着装等があれば、より高い制圧力をもって職務執行ができた可能性もあり、装備資機材の着装等は、受傷事故防止の観点のみならず、被害者の保護、被疑者の制圧のために必要であるとの意識改革を図る必要がある。

② 「毎当務訓練」の導入及び「総合術科訓練」の強化

総合術科訓練に当たっては、被害関係者とのコミュニケーションの取り方や

避難誘導措置を念頭に入れたもの及び警察官相互の連携を取り入れるとともに、狭あいでの暗い場所を想定した訓練も取り入れていくこととする。

③ 装備資機材の着装・活用の徹底

警棒及び耐刃防護衣を常時携帯等することとする。

④ 通信指令技能の向上等

110番通報において、現場対応に資する事項を聴取し、的確にわかりやすく指令できるよう通信指令技能の向上に向けた取組を推進する。

(9) 被告Sの刑事裁判

ア 秋田地方検察庁検察官は、平成22年11月25日、被告Sを住居侵入、殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反の事実で起訴した（秋田地方裁判所平成22年（わ）第171号事件。以下「刑事公判事件」という。）。なお、殺人に係る公訴事實は、「本件被害者宅内において、津谷弁護士に対し、殺意をもって、その胸部等を刃物で突き刺し、よって、・・・死亡させた」というものであった（甲42）。

公判前整理手続において、検察官はS警部補及びK巡查部長の平成22年11月21日付け検察官面前調書を証拠請求したが、弁護人が不同意の意見を述べたので、これを撤回した。また、検察官は原告Aの同月4日付け警察官面前調書及び同月21日付け検察官面前調書を、立証趣旨を「110番通報した状況、処罰感情等」として、証拠請求した。（甲46の1）

被告Sは、第1回公判（平成23年11月28日）において、住居侵入罪及び銃砲刀剣類所持等取締法違反の罪が成立することは認めたものの、住居侵入の目的は津谷弁護士を裁判所まで拉致することであったなどと主張して、殺人罪の成立を争った。なお、検察官は、冒頭陳述において、犯行の状況につき、「応接室に戻り、そこに置いていた刃物を持って、被害者の寝室近くの廊下に立っていた被害者に突進すると、持っていた刃物を数回突き出し、被害者の胸などを突き刺して、左胸に2か所の傷を負わせた」などと主

張した。(甲44)

第2回公判において、S警部補及びK巡査部長の証人尋問が実施された(甲64の1ないし65の2)。

第4回公判において、「被害者の生前の生活状況」を立証趣旨に追加して、原告Aに対する証人尋問が実施された(甲46の2, 66)。

検察官は、第6回公判の論告において、「被害者の傷は、被害者の寝室ではなく、被害者寝室入口や台所に近い廊下で、被告人の突き刺し行為により生成された」と主張した(甲45)。

イ 秋田地方裁判所は、平成23年12月9日、殺人罪の成立を認め、被告Sを懲役30年に処する旨の判決を宣告した。なお、同罪につき認定された罪となるべき事実は「被告人は、廊下の台所入り口付近から被害者寝室内部の入り口付近までの間において、被害者に対し、殺意をもって、本件刃物を複数回突き出して、．．．2か所の傷を生じさせ、．．．死亡させて殺害した。」というものであった。(甲10)

控訴審の仙台高等裁判所秋田支部は、平成24年9月25日、原判決を破棄し、事件を秋田地方裁判所に差し戻す旨の判決を宣告した(仙台高等裁判所秋田支部平成24年(う)第3号事件。甲76)。しかし、最高裁判所は、平成26年4月22日、原判決を破棄し、事件を仙台高等裁判所に差し戻す旨の判決を宣告した(最高裁判所平成24年(あ)第1816号事件。甲77)。

差戻審の仙台高等裁判所は、平成26年9月24日、原判決を破棄し、被告Sを無期懲役に処する旨の判決を宣告し(仙台高等裁判所平成26年(う)第87号。甲81)、平成28年4月19日、被告Sの上告が棄却されて、同年5月12日、判決は確定した(甲110)。

(10) 不起訴処分等

ア 原告Aは、自らを被害者とする殺人未遂の事実について、平成23年4

月26日付けで被告Sを告訴したが、検察官は嫌疑不十分により不起訴処分とした。秋田検察審査会における審査の結果、殺人未遂は不起訴処分が相当、殺人予備は不当とされたが、検察官は、殺人予備の事実についても嫌疑不十分により不起訴処分とした（甲106, 164, 165, 184）。

イ 秋田地方検察庁は、平成23年1月、S警部補及びK巡查部長による業務上過失致死の事実について告発状を受理したが、嫌疑不十分であるとして不起訴処分とした。

(11) 犯罪被害者等給付金

平成23年5月2日、原告Aに対し、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律4条に基づき、犯罪被害者等給付金として●●円が支給された（原告A）。

3 規則等

(1) 「逮捕術教範」（昭和43年3月21日警察庁訓令第3号。平成11年警察庁訓令第9号により改正されたもの。甲193）の3条（実施の心得）

警察官は、逮捕術を用いるとき、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

二 とつさに、相手の態度、凶器の有無、人数等を識別するとともに、地形、地物その他の状況を考え、臨機応変にこれらを自己に有利に役立たせるようにすること。

五 凶器を所持していると認められる相手に対しては、いたずらに組みつくことを避け、凶器を手にしている相手に対しては、まず凶器を打ち落とすようにすること。

七 警察官が複数の場合は、相互に緊密な連携を保ち、制圧逮捕に当たるようにすること。

(2) 「警察官等警棒等使用及び取扱い規範」（平成13年11月9日国家公安委員会規則第14号。甲95）

ア 4条（警棒等の使用）

1 警察官は、犯人の逮捕又は逃走の防止、自己又は他人に対する防護、公務執行に対する抵抗の抑止、犯罪の制止その他の職務を遂行するに当たって、その事態に応じ、警棒等を有効に使用するよう努めなければならない。

2 警察官は、次の各号の一に該当する場合には、警棒等を武器に代わるものとして使用することができる。

一 刑法（明治40年法律第45号）第36条（正当防衛）又は同法第37条（緊急避難）に該当する場合

二 凶悪な罪の犯人を逮捕する際、逮捕状により逮捕する際又は勾引状若しくは勾留状を執行する際、その本人が当該警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとする場合又は第三者がその者を逃がそうとして当該警察官に抵抗する場合、これを防ぎ又は逮捕するため他に手段がないと認めるとき。

イ 8条1項、2項（警棒等の携帯）

1 警察官は、制服（活動服を含む。以下同じ。）を着用して勤務するときは、警棒を携帯するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。（各号は省略）

2 警察官は、特殊の被服又は私服を着用して勤務する場合において、警棒を使用する可能性のある職務に従事するときは、警棒を携帯するものとする。

（3）「秋田県警察官のけん銃、警棒等使用及び取扱いに関する訓令」（平成13年12月18日本部訓令第35号。甲96）の18条（けん銃・警棒携帯の例外）

けん銃及び警棒の携帯の例外は、警察官等けん銃使用及び取扱い規範（けん銃規範）第11条第1項第9号及び警察官等警棒等使用及び取扱い規範（警棒

規範) 第8条第1項によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、管理責任者が職務遂行上必要と認め、けん銃又は警棒の携帯を命じたときはこの限りでない。

(1) 辞令の授受、離着任のあいさつ、その他儀礼的なとき。

(2) 警ら活動以外の自動車の運転に従事するとき。

(3) 専ら広報活動に従事するとき。

(4) 遭難救助活動に従事するとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、所属長が、けん銃又は警棒を携帯することが不相当であると認め指示したとき。

(4) 「耐刃防護衣及び防弾衣の着装基準について(例規)」(平成19年4月18日秋本務・警察本部長第359号。平成23年1月5日秋本務第4号により同日をもって廃止される前のもの。甲100)

2 防護衣等の着装基準

(1) 耐刃防護衣

ア 警察官が、午後5時15分から翌午前8時30分までの間に、制服を着用して警察施設外において警察活動に従事するとき。(ただし書は省略)

イ 機動警ら勤務員が、警ら、警戒活動に従事するとき。

ウ 次に掲げる警察活動に従事する場合で、相手が凶器を使用し、又は凶器を使用するおそれがあるとき。

(ア) 緊急配備

(イ) 逮捕、搜索、張込み等

エ 次のいずれかの事案により現場臨場するとき。

(ア) 暴力団員及びその周辺者、暴走族、精神異常者、薬物等の中毒者が関与する事案

(イ) 暴行、傷害等の粗暴事案

(ウ) 多数人が関与し，警察官が受傷するおそれのある事案

(エ) 相手が凶器を使用し，又は使用するおそれのある事案団異常発信，
非常通報等

オ 所属長は，上記アからエまでの規定にかかわらず，耐刃防護衣を着装する必要があると認めるときはこれを着装させ，又は着装することが当該活動を行うにふさわしくないと認めるときはこれを着装させないことができる。

(5) 「受傷事故防止の徹底について（通知）」（甲97）

県警の佐藤刑事部長は，平成22年8月31日，関係所属長に対し，次の内容の通知を發した。

ア 刃物等で不意に攻撃された場合でも，これをかわして制圧するなどの訓練はもとより，職務執行に際して攻撃された場合でも最悪の事態に備える意識を強化させるよう教養を徹底すること。

イ 事案発生に際しては，耐刃手袋・耐刃防護衣等の着装，警棒等の携行等装備資機材を有効に活用し，また，緊迫した現場においてはけん銃を効果的に使用することも念頭においてけん銃を携行させて現場臨場させるなど，装備資機材の有効活用を図ること。

ウ 幹部は，捜査員に対して受傷事故防止に関して事例等を挙げた具体的な教養を実施するとともに，犯罪発生時には臨場する捜査員に対して，事案に応じた受傷事故防止のための必要な措置について，具体的に指示すること。

(6) 「耐刃防護衣及び防弾衣の着装基準について（例規）」（平成23年1月5日秋本務・警察本部長第4号。甲101）

耐刃防護衣及び防弾衣（以下「防護衣等」という。）の着装については，「耐刃防護衣及び防弾衣の着装基準について（例規）」（平成19年4月18日付け秋本務第359号，監第84号，地第119号。以下「旧例規」という。）により取り扱ってきたところであるが，警察官が私服を着用して警察施設外に

において警察活動に従事する場合における防護衣等の着装基準について明確にする必要があることから、着装基準を見直し、平成23年1月6日から下記のとおり運用することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、平成23年1月5日をもって廃止する。

1 趣旨

旧例規では、警察官が私服を着用して初動捜査対応等危険性を有する勤務に従事する場合については、防護衣等の具体的な着装基準が示されていなかった。このため、防護衣等の着装基準を見直し、一層効果的な活用を図ることとし、もって職務執行における殉職・受傷事故の絶無を期するものである。

2 防護衣等の着装基準

(1) 耐刃防護衣

ア 警察官は、別表（省略）の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる警察活動に従事する場合は、耐刃防護衣を着装するものとする。

区分 刑事部機動捜査隊の警察官

着装する場合 警察施設外において、私服を着用して警ら、警戒、犯罪捜査、被疑者の逮捕等の警察活動に従事する場合

(7) 「警棒等の適正な使用及び取扱いの徹底について（通達）」（平成23年1月27日秋本務第68号。甲98）

この通達は、秋田県警察本部長が、本件検証結果において、意識改革の推進、実戦的な訓練の充実、装備資機材の活用・増強等に、組織を挙げて取り組む方針を決定し、これを県民に約束したところ、事件の教訓を生かし、国民の生命、身体等の保護や被疑者の制圧・逮捕等の警察の責務を全うし、県民の期待に応えるためには、最も簡便かつ有効な装備資機材である警棒等の適正な使用及び取扱いについて徹底を図る必要があるとして、発出したものである。

1 意識改革の徹底

従前は、ともすれば相次ぐ受傷事故の発生から、装備資機材の着装等は、

警察官自らの身体等を守るためのものであると受け止められる傾向が強く、自らの身体等に危害が及ぶ可能性が低ければ、必ずしも装備資機材を装着しなくても被疑者等の制圧に支障がないという意識に傾きがちであった。しかし、警察の責務は、国民の生命、身体等の保護にあり、装備資機材の適正な装着・活用による高い制圧力に基づく職務執行は、受傷事故防止の観点のみならず、この責務を的確に果たすためにこそ必要不可欠であるという認識について、個々の職員に至るまで浸透を図らなければならない。

4 警棒の携帯

(2) 特殊の被服又は私服を着用して勤務する場合

ア 警棒規範第8条第2項において、「警察官は、特殊の被服又は私服を着用して勤務する場合において、警棒を使用する可能性のある職務に従事するときは、警棒を携帯するものとする。」と規定していることから、交通機動隊員、高速道路交通警察隊員、機動隊員等（以下「交通機動隊員等」という。）が特殊の被服を着用して勤務する場合又は警察官が私服を着用して勤務する場合において、警棒を使用する可能性のある職務に従事するときは、確実に警棒を携帯すること。

イ 「警棒を使用する可能性のある職務に従事するとき」とは、警棒規範第4条第2項の武器に代わるものとして警棒を使用する可能性のある職務に従事するときのみならず、同条第1項の自己の防護、警告、指示、制止等の手段として警棒を使用する可能性のある職務に従事するときを含むので留意すること。

ウ 機動捜査隊の職務は、原則として「警棒を使用する可能性のある職務」に当たることから、機動捜査隊員が職務に従事するときは、警棒を車載の上、当該職務執行及び現場臨場時に確実に携帯すること。

(8) 「警察通信指令に関する規則」（平成21年9月28日国家公安委員会規則第9号。甲35， 87）

ア 1条（趣旨）

この規則は、迅速かつ的確な初動警察活動を行うため、警察通信指令に関し必要な事項を定めるものとする。

イ 2条（警察通信指令の基本）

警察通信指令を行うに際しては、次の各号に掲げる事項を基本とするものとする。

- 一 警察通信指令の任務の重要性を認識するとともに、迅速かつ的確な初動警察活動に資するよう配意すること。
- 二 予断を排除し、常に冷静沈着な状況判断を行うこと。
- 三 協力一致して事案に臨み、組織的な活動を行うこと。
- 四 初動警察活動における警察の各部門間の連携の確保に努めること。

ウ 5条（通信指令室における指揮等）

1 通信指令室においては、常に、警察通信指令に関する適切な指揮の能力を有すると認められる幹部の指揮の下に警察通信指令が行われなければならない。

2 通信指令室においては、110番通報の受理を行う業務と当該通報に係る指令等（無線通話によるものに限る。）及び無線通話の統制を行う業務とを、別の職員が担当することを原則とする。

3 警視総監、道府県警察本部長及び方面本部長（以下「警察本部長」という。）は、前二項に定めるところにより警察通信指令が行われることを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

（9）「秋田県警察通信指令に関する訓令」（平成22年5月13日本部訓令第9号。甲93，94）

ア 1条（趣旨）

この訓令は、迅速かつ的確な初動警察活動を行うため、秋田県警察における通信指令に関し必要な事項を定めるものとする。

イ 4条（通信指令の基本）

通信指令に従事する職員は、警察通信指令に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第9号）第2条の規定を遵守するとともに、初動警察活動の司令塔としての役割を果たすという強い使命感を持って、その業務に取り組まなければならない。

4 争点

- （1）被告Sによる刺突行為の有無及び態様（争点1）
- （2）事件現場でのS警部補らの過失の有無（争点2）
- （3）県警の権限不行使の違法性（争点3）
- （4）県警の捜査の違法性（争点4）
- （5）県警による虚偽説明の有無及び違法性（争点5）
- （6）被告Sの原告Aに対する不法行為の成否（争点6）
- （7）損害額の算定（争点7）

5 争点1（被告Sによる刺突行為の有無及び態様）についての当事者の主張の要旨

（1）原告ら

ア 被告Sは、応接室前の廊下で、S警部補らが津谷弁護士の両腕を掴んで身動きできないようにしている状態を利用して、本件凶器で津谷弁護士を突き刺し（第1刺突）、その後、左腕をつかんでいたS警部補が手を離し、K巡查部長が右腕をつかんだままの状態、津谷弁護士が崩れ落ちて膝を付いたところを、更に本件凶器で突き刺した（第2刺突）。

イ 応接室前の廊下に血痕が存在していた事実は、応接室前若しくはそれより玄関側の位置で津谷弁護士が刺突された事実を推測させるものである。また、応接室前廊下から玄関側に敷かれていたブルーシートの下には血痕が存在していた。台所出入口付近の廊下はわずか91cm前後の幅しかなく、同所で長さ67cmの本件凶器を用いて2度にわたって津谷弁護士を突き刺すことは

不可能である。S警部補とK巡查部長が応接室前の廊下で津谷弁護士の両腕を掴んでいたことから、同所での刺突行為が可能になったのである。

(2) 被告S

ア 否認する。被告Sは本件凶器を持って応接室を出て、津谷弁護士がいる場所に向かい、津谷弁護士が寝室に入ったため、後を追ったところ、転んで仰向けにひっくり返った。そこに津谷弁護士が頭から飛び込んできて、本件凶器の上にかぶさるような体勢になった際に、津谷弁護士に本件凶器が突き刺さった。したがって、被告Sは津谷弁護士を刺殺しておらず、不法行為は成立しない。

イ 原告らが主張するとおり応接室前の廊下で2回刺されたのであれば、同廊下に血痕が2個しか存在しないというのは不自然である。また、秋田県警察は、事件当日、事件現場である本件被害者宅で被告Sを歩かせたり、血の付着した本件凶器やけん銃を廊下に移動させて撮影しており、現場保存がきちんとなされていないから、応接室前の廊下の血痕は県警による現場での捜査の際に付着した可能性が極めて高く、これをもって応接室前で刺されたことの証拠となるものではない。

(3) 被告県

被告Sが津谷弁護士を刺したことは認め、原告ら主張の態様で津谷弁護士が殺害されたことについては否認する。

6 争点2 (事件現場でのS警部補らの過失の有無) についての当事者の主張の要旨

(1) 原告ら

ア 本件被害者宅に到着するまで

S警部補らは無線指令を傍受したとき、「秋田市泉北三丁目地内」を警らしていたのであるから、本件被害者宅まで約200mの距離であり、1分程度で到着することができたところ、実際には3分35秒も要している。

イ 本件被害者宅に立ち入るまで

(ア) S 警部補らは、通信指令室の指令において、侵入者の人数や凶器の有無等の詳細が不明であったのであるから、通信指令室に対し、追加情報がないのか、通報者からの追加情報の提供等を聞き返すべきであったところ、これを怠った。

(イ) S 警部補らは、「喧嘩口論」、「訪ねてきた者」との110番と聞いて、軽微な事案であるとの予断を持ち、緊急性がある事案であることや重大な事案に発展するおそれがあるとの認識、予測もなく、本件現場に臨場した。「受傷事故防止の徹底について(通知)」(甲97)において、最悪の事態に備える意識を持ち、装備資機材を有効活用すべきことが求められており、「耐刃防護衣及び防弾衣の着装基準について(例規)」(甲100)でも耐刃防護衣を着装すべきことを定めていたのであるから、警棒、耐刃防護衣等を装備すべきであったところ、これを怠った。

(ウ) また、現場に臨場する警察官は安全確保のため、単独行動をせず、一人一組で行動することが原則とされ、「逮捕術教範」(甲193)では、警察官が複数の場合、相互に緊密な連携を保ち、制圧逮捕に当たるようにすることとされているのであるから、単独で立ち入ることはせず、複数で臨場すべきであり、3人の警察官がいる場合には、責任者が現場での役割分担を指示して、連携した対応をとることができるように準備すべきであった。勝手口からと玄関側からの二手に分かれて本件被害者宅に立ち入れば、津谷弁護士が殺害されることなく、被告Sを逮捕することができたはずである。しかし、S 警部補らはこれを怠った。

ウ 本件被害者宅に立ち入った後

(ア) 現場臨場時、私服の警察官としては、「警察だ」と大声で発するなどして警察官であることを当事者に認識させる必要がある。そうすれば、被害者は安堵するであろうし、加害者はその逆であろうから、被害者の識別にもつなが

るのである。また、通報者の存在を意識的に探し、事情を聞くべきである。当事者の服装の違いや履き物の有無等を一瞥すれば、容易に誰が被害者であり加害者であるかを確認できた。名前を呼ぶこともできたはずである。

(イ) S警部補らは、台所に入った時点で、津谷弁護士と被告S、原告Aの3人がもみ合っていたのであるから、誰が被害者であるかを識別すべきであり、容易にすることができたところ、これを怠った。

(ウ) また、3人がもみ合っていたのであるから、「動くな」と命令して、3人を制止すべきであった。

(エ) なお、S警部補らは、緊急事案であり、侵入者には逃走のおそれもあったから、靴を脱ぐことなく、立ち入るべきであったところ、的確な状況判断をすることもなく、靴を脱いで、現場に臨場した。

エ 廊下に出た後

(ア) S警部補らは、津谷弁護士と被告Sが廊下に出た際にも、被害者を識別すべきであり、これを識別しないままに、両者の間に割り入るべきではなかったし、加害者が識別できないのであれば、両者を制圧すべきであった。しかし、S警部補らは、けん銃を持っていた津谷弁護士を侵入者と誤認して、津谷弁護士のみを取り押さえ、被告Sを見失った。S警部補はK巡查部長に対し被告Sの追尾を指示すべきであった。

(イ) けん銃を取り上げるだけであれば、逮捕術を用いれば、容易にできたはずである。しかし、S警部補らは、津谷弁護士から「おれは被害者だ。あっちだ。」と、原告Aから「あっち、あっち」と言われても、津谷弁護士が被害者であると認識しなかったため、津谷弁護士の腕を押さえ続けたのである。

(ウ) また、S警部補は、被告Sが応接室から突進してきた際、警棒を携帯し、耐刃防護衣の装着があれば、凶器をたたき落とすなどして、突進を止めることが可能であり、K巡查部長も、津谷弁護士を台所に避難させるなり、その腕を引いたり、押しのけるなどして、被告Sによる刺突を防ぐことは可能であった。

なお、被告Sは応接室から突然出てきたわけではなく、S警部補らは、応接室のドアから刃先が出ていた本件凶器を認識していた。

オ 結果との因果関係等

S警部補らは、津谷弁護士及び原告Aが取り押さえていた被告Sを自由にする一方、津谷弁護士を身動きができない状態にした。S警部補らが上記義務を履行していれば、津谷弁護士は被告Sに刺突されることはなかったし、死亡することもなかった。S警部補らの現場での一連の対応は、被告Sに刺突の機会を与えるものであった。S警部補らの義務違反は、被告Sの行為と客観的関連共同性があるから、共同不法行為に当たる。

(2) 被告県

ア S警部補らは、午前4時6分18秒から午前4時6分57秒までの間、本件110番通報に係る無線指令を傍受したので、秋操近隣公園の東側でUターンをして車両を止め、午前4時7分6秒から午前4時7分31秒までの間通信指令室に無線を入れて正確な現場住所を確認し、カーナビに入力して、現場に出行し、午前4時10分32秒に本件被害者宅に到着した。現場住所を確認してから到着までに要した時間は3分1秒で、通常より早いものであった。

なお、無線を傍受したのが「秋田市泉北三丁目地内」であることは否認する。

イ S警部補は、門扉の前で怒鳴り声（争う声）を聞いて、現場と認め、明かりの点いている台所の勝手口ドアを開けたところ、台所前の廊下で津谷弁護士と被告Sがもみ合っていたことから、「何やっている、離せ」などと警告して、その間に入り、両者を引き離そうとしたが、津谷弁護士が右手にけん銃を持っていたことから、危険回避のため、その右手首を両手でつかみ上げ、銃口を上に向けて、「やめろ、離せ」などと警告して、これを取り上げようとした。このとき、被告Sは玄関方向に姿をくらました。S警部補が臨場した際、被告Sは制圧された状態になかった。

十数秒後に本件被害者宅に入ったK巡查部長は、音がした台所の奥に行くと、

S 警部補が津谷弁護士の右手を両手でつかみ上げており、津谷弁護士がけん銃を握っていたことから、S 警部補に加勢し、同様に右手をつかみ上げて、けん銃を取り上げようとした。

S 警部補らは、どちらが被疑者か判断するいとまもないなかで、危険回避を最優先としたのであり、津谷弁護士を犯人と誤認したものではない。その後、津谷弁護士が「おれじゃない、あっちだ」と言い、「あっち、あっち」という女性の声も聞こえたので、S 警部補らは、被告Sが侵入者だと思い、直ちに津谷弁護士の手を離した。S 警部補らが津谷弁護士の右手をつかみ上げていた時間は数秒である。津谷弁護士も原告Aも逃げようとするれば、逃げることは可能であった。

S 警部補は、手を離すとすぐに被告Sを探したが、玄関の方向に二、三歩歩いて応接室の入り口付近に至った途端、被告Sが本件凶器を両手で持って突進してきたので、咄嗟に左後方に飛び跳ねて体裁きでかわした。被告Sは、台所前付近の廊下にいた津谷弁護士に向かって突進し、津谷弁護士と被告Sは低い姿勢で組み合うような形になった。K 巡査部長は、津谷弁護士の後方にいた上、廊下も狭かったため、被告Sの突進を防ぐことができず、津谷弁護士が後ずさりしたので、そのまま押されるように後ろに下がり、背中か腰が何かとぶつかりよろけて、一瞬、2人から目を離した。K 巡査部長が視線を戻すと、津谷弁護士と被告Sが津谷弁護士の寝室に一塊となって入って行ったことから、K 巡査部長、S 警部補の順で寝室に入り、仰向けの状態の被告Sを制圧した。K 巡査部長は、被告Sの右半身を押さえるような形でいた津谷弁護士に対し、「大丈夫ですか」と尋ねたところ、津谷弁護士は「刺された」と答えたことから、S 警部補らは、この時に初めて被告Sの刺突行為を認識した。津谷弁護士が立ち上がると、S 警部補は本件凶器を押収し、K 巡査部長は津谷弁護士からけん銃を押収した。津谷弁護士は一人で台所まで歩いて行き、床に倒れ込んだ。

ウ S 警部補らは、早期臨場を要する緊急事案と判断し、警棒の携帯と耐刃防

護衣の着装を省略した。また、S警部補が勝手口から台所に入った時、津谷弁護士と被告Sはもみ合っていたものの、生命への危険が切迫しているような状態ではなかったため、靴を脱いで上がったのである。このとき、S警部補は原告Aの姿を見ていない。K巡查部長が勝手口から台所に入ったときも、原告Aの姿を見ていない。S警部補らが原告Aの存在に初めて気付いたのは、上記の「あっち、あっち」という声を聞いた時である。また、S警部補らは、台所に入る時に「大丈夫ですか」とは言っていない。

エ 被告Sが現場に来た経緯は不明で、S警部補らが臨場して即座に住居侵入罪で逮捕することはできなかった。S警部補らが本件被害者宅に到着してから、K巡查部長が現行犯逮捕の無線連絡を開始するまでの時間は2分25秒であり、被告Sの犯行はその僅かな間に行われた。現場は瞬時に目まぐるしく変化する状況であったから、S警部補らが被告Sを制圧することは不可能で、津谷弁護士らを避難させる時間的余裕もなかった。

S警部補らは、一瞬の猶予もなく、瞬時の判断で対応したのであり、危険回避を最優先とし、最善かつ正当な職務行為をして、警察官としての責務を全うしたのであるから、S警部補らに違法行為はない。

7 争点3 (県警の権限不行使の違法性) についての当事者の主張の要旨

(1) 原告ら

ア 警察法2条1項が「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもつてその責務とする。」と定め、警察官職務執行法(警職法)1条1項は「警察官が、警察法に規定する個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とする。」と定め、同法2条以下において、その行使し得る手段を規定している。警察官は、特定の個人が犯罪等の危険にさらされている場合、その危険を除去するために、法律上許容さ

れる範囲内で警察法2条1項所定の職務に関して必要かつ相当な措置を執る一般的な権限を有していることは明らかであり、警察官によるこのような規制権限の行使は、警察官に与えられた公益上の義務であるとともに、特定個人に対する法的義務としての権限の行使にもなると解される。したがって、①危険が現に切迫し又はその蓋然性があり、②警察官がこれを予見することができ、③危険除去のための権限を容易に行使することができ、④権限を行使すれば結果を回避できたにもかかわらず、これをしなかった場合には、職務上の義務に違背したものとして、国家賠償法上、違法となるというべきである。

イ 本件で現場臨場した警察官が行うべきであった職務行為は前記6(1)で述べたとおりであり、通信指令室が行うべきであった職務行為は次のとおりである。

(ア) 通信指令室のI警部補は、早朝の時間帯に、侵入者が弁護士である夫を殺すと言っているのを早く来てほしいと必死に訴える本件110番通報を受けたのであるから、津谷弁護士らの生命に対する具体的危険が切迫していることを容易に認識することができた。それにもかかわらず、I警部補は、本件110番通報を真剣に聞くことなく、氏名や住所を繰り返し尋ねるなど、無駄な時間を費やした。凶器の有無及び種類、侵入者の人数や様子など、現場の状況に関する質問もしなかった。原告Aに携帯電話を通話状態のままにするよう指示するなどして正確な状況を把握しようとしなかった。

このため、T巡査部長は、「喧嘩口論の110番通報です」、「訪ねてきた者が弁護士を殺すなどと話している」などと指令し、津谷弁護士らが生命の危険にさらされている事実をS警部補らに伝えなかった。

(イ) T巡査部長は、上記のような本件110番通報があった以上、直ちに、現場に駆け付ける警察官らに対し、不法侵入者による殺害行為が行われようとしている緊迫した事態であることや、侵入者の人数や凶器の有無が不明であることなどを伝え、警棒、無線機の携帯や耐刃防護衣等の装着といった万

全の装備を命じ、現場を制圧するための最善の指示を行わなければならなかったが、本件を単純な喧嘩口論の類いと即断し、的確な指示、連絡をしなかった。

このため、S警部補らは、津谷弁護士らの生命に対する危険の切迫性を認識することができず、耐刃防護衣の着装や、警棒、無線機等の携帯を怠るとともに、私服警察官として臨場したにもかかわらず、警察官であることを名乗らず、誰が被害者であるか尋ねることもなく、互いに連携して現場での対応に当たることもできずに、津谷弁護士を制圧したことから、被告Sに刺突の機会を与えてしまったのである。

(ウ) I警部補が現場の状況の把握に努め、T巡查部長が的確な指示、連絡をしていれば、S警部補らは、津谷弁護士及び原告Aが生命の危険にさらされていることを認識し、耐刃防護衣の着装や警棒の携帯を怠ることはなかったものであり、また、S警部補らが耐刃防護衣を着装し、警棒を携帯していれば、津谷弁護士を逃がしつつ、被告Sを制圧することは十分に可能であった。

ウ ①津谷弁護士の生命・身体に対する具体的危険の切迫性について

被告Sは、午前4時頃という深夜早朝の時間帯に、本件被害者宅に、けん銃や本件凶器等を持って、津谷弁護士を拉致又は殺害する目的で侵入した上、津谷弁護士に対し、「殺す」などと怒鳴って、けん銃を突き付けて引き金を引くなどしていた。したがって、原告Aが本件110番通報をした際、津谷弁護士の生命、身体に対する具体的危険が切迫していた。

エ ②危険の切迫に対する警察官らの認識及び認識可能性について

通信指令室で指令者として本件110番通報の対応に当たっていたT巡查部長は、重大な事案に発展する可能性があると思っていたのであるから、津谷弁護士の生命及び身体に対する具体的危険があることを認識していた。また、T巡查部長からの無線指令を聞いたS警部補らも、緊急性のある事案と判断しており、本件被害者宅に勝手口のドアを開けた際、津谷弁護士と被告Sがもみ

合っていたのであるから、津谷弁護士生命及び身体に対する具体的危険があることを認識していた。

オ ③権限行使の容易性について

本件110番通報の内容に照らすと、被告Sの住居侵入は明らかであるから、S警部補らは被告Sを住居侵入の容疑で現行犯逮捕することは容易であった。仮に通信指令室からの指令内容が不十分であったとしても、S警部補らは、現場に臨場した際に、凶器があるかもしれないことを考えて耐刃防護衣を着用し、警棒を携帯して本件被害者宅に入り、指令時に聞いた内容で事態を小さく見積もらず、S警部補がK巡查部長、S巡查に適切に指示をして、津谷弁護士、被告Sの双方から目を離さず、津谷弁護士、原告Aを避難させ、被告Sの加害行為を制止すべきであった。

通信指令室におけるI警部補の通信受理時のずさんな態様に始まり、指令者のT巡查部長が事案を矮小化して指令をし、これにより喧嘩の仲裁と軽く考えて緊張感のないまま漫然と本件被害者宅に臨場して、臨場後も警察官として初歩的な職務行為を怠り、その結果、津谷弁護士を拘束して被告Sを自由にし、津谷弁護士が逃げることもできずに被告Sに2度も刺されて死亡するに至ったのである。本来、総合司令官を含めた3人態勢であるべきところ、本件110番通報の当時、総合司令官は仮眠中であったため、I警部補とT巡查部長の2人態勢で、I警部補が総合司令官の役割も兼ねていたため、的確な指揮命令ができる状況になかった。したがって、県警の警察官に容易にできる権限行為を怠った著しい権限不行使があったことは明らかである。

カ ④結果回避可能性について

通信指令室の警察官が適切に原告Aから聴取を行い、事案の緊急性、重大性を把握して、これを現場臨場する警察官に伝えて、必要な指示をするなどしていれば、現場臨場する警察官も緊張感を持ち、必要な装備も持参して迅速に本件被害者宅に臨場して、速やかに被告Sを侵入者と認めて制止し、被告Sが津

谷弁護士を刺突する事態が生じなかったことは明らかであるから、結果回避可能性も認められる。

キ 因果関係について

本件は、津谷弁護士と原告Aが被告Sの両腕を掴んでいたにもかかわらず、S警部補とK巡査部長が津谷弁護士の両腕を押さえ、被告Sを自由にしたために、被告Sが別の凶器を取りに行き、津谷弁護士を刺突した事案である。つまり、警察官らが臨場してから約2分弱で被告Sが刺突できたのは、警察官らが被告Sの動きを止められなかったからではなく、警察官らが津谷弁護士だけを押さえて、被告Sを自由にしたためである。臨場した警察官らは、被告Sを制止したり、津谷弁護士及び原告Aを避難させることによって、死亡という結果を防ぐことができたのである。したがって、警察官の権限不行使と結果との間には因果関係がある。

(2) 被告県

ア 警察法2条1項は行政組織内部での権限配分として、警察の責務について一般的、抽象的に規定したものであるから、組織規範であって、根拠規範ではない。また、警職法は「具体的な義務として実行されるべきもの」を規定したのではなく、個別具体的な事案ごとに、周囲の状況等から合理的に判断して、必要最小限度内において権限を行使できる旨を定めたものである。

そして、原告らが主張する事由はいずれも、津谷弁護士又は原告らとの関係において、不法行為を構成する注意義務を基礎付けるものではないし、県警の権限不行使が違法となるものでもない。また、原告らが主張する懈怠内容と、津谷弁護士の死亡との間の因果関係も認められない。

なお、S警部補らの対応が違法でないことは、前記6(2)のとおりである。

イ 本件110番通報は、I警部補が午前4時5分25秒に受理し、午前4時6分43秒に終了したものであり、その間は1分18秒であった。本件110番通報をI警部補とともにヘッドホンで聞いていたT巡査部長は、受理か

ら53秒後の午前4時6分18秒に、秋田中央警察署に無線指令を開始している。

I 警部補及びT 巡査部長は、通報時刻や通報内容から、具体的な危険性や事件名は判然としないものの、早期の現場臨場と事案対応が必要な緊急性がある事案と判断した。

ウ I 警部補は、原告Aの知り得る内容を全て聴取したが、原告Aが自分の部屋にいて現場を一切見ていないことから、凶器の有無や現場の状況の詳細な聴取はしなかった。通信指令室の警察官らは、津谷弁護士及び原告Aの生命及び身体にいかなる危険が切迫しているかを判断することは不可能であった。

エ 110番通報を受理した者がゆっくり問いかけるのは、興奮している通報者を落ち着かせるためである。質問を繰り返すのは、通報者の言葉を確認しながら、住所等を間違わないように受理端末に記載するためである。原告Aに電話を通話状態のままにするよう指示したり、電話をかけ直したりしなかったのは、被疑者を興奮させて通報者に危害が及ぶのを防ぐこと、機捜6が現場付近におり、臨場が間もないことを確認したことが理由である。

8 争点4 (県警の捜査の違法性) についての当事者の主張の要旨

(1) 原告ら

ア 本件における捜査は、津谷弁護士が2度も正面から刺突されたときの状況の詳細を解明することが主眼となるべきものであった。しかし、県警が実際に行った捜査は、被告Sの殺人の被疑事実を立証するために必要な最低限度のことだけであり、それも意図的に真相が出ないよう曖昧にし、虚偽を織り交ぜたものであって、本来の捜査からはほど遠いものであった。県警は真相を隠ぺいする「捜査」の名に値しない逸脱行為を組織的に行った。

県警は、津谷弁護士と原告Aが既に取り押さえていた被告Sを逮捕できないどころか、殺人の実行行為を手助けした事実が公になるのを防ぐため、S警部補らが台所内をのぞき込んだ時に見えた状況、津谷弁護士が被告Sに刺突され

たときの状況を隠ぺいする必要があった。被告Sの原告Aに対する殺人未遂の捜査を行わなかったこと、S警部補らは何らの処分も受けていないことなどに照らすと、県警に隠ぺい目的があったことは明らかである。

イ 現場保存について

現場に臨場した警察官らは、本件凶器を被告Sから取り上げた場所においたままの状態、すぐに押収手続を開始することなく、廊下中央部まで移動させて、けん銃と並べて、被告Sに示していた。けん銃にも本件凶器にも津谷弁護士の血痕が付着していたのであるから、このような証拠物を事件現場で移動させると、事件の過程で付着した血痕なのか、事件後証拠物を移動したときに付着した血痕なのかわからなくなり、犯行場所の特定を妨げる証拠隠滅行為である。また、被告Sは、逮捕後も、靴を履いたまま、事件現場を歩いていた。

さらに、本件事件現場には、敷く必要もないブルーシートが敷かれ、その下にあった血痕については、採取して、検証されることはなかった。

ウ 原告Aの供述調書の差し替えについて

H巡查部長は、加藤捜査一課長ら上司の指示により、原告Aの警察官面前調書の一部を差し替えた。原告Aの警察官面前調書には「入ってきた警察官は最初、ピストルを奪っていた夫を押さえたのです」、「夫が違う犯人はこっちだというようなことを言ったのを聞いています」、「そのSは、警察官が夫の方に行っている間に応接室の方に行き、刃物を持って廊下に出てきたのです」と原告Aが供述していることになっているが、原告Aはこのような場面を目撃したことはないし、警察官に説明したこともない。原告Aの供述調書には各頁に供述者の押印がなく、差し替えは可能である。H巡查部長は、後日、県警の言い分と辻褄が合わないことから、創作して差し替えたのであるが、このようなことはH巡查部長の判断でできるものではない。

エ 原告Aの供述を捜査の基礎としなかったことについて

県警は、原告Aの体験や目撃状況について、事件当日に警察官面前調書を作

成したが、その後、原告Aの供述と被告Sの供述、あるいはS警部補、K巡査部長との供述の突き合わせをしなかった。S警部補及びK巡査部長の実況見分では原告Aの立会いを求めず、その結果、原告Aの目撃状況とは明らかに異なる虚偽の実況見分調書や供述調書が作成された。

また、原告Aが立会人となった実況見分調書（甲82）の作成を意図的に遅らせた。原告Aを立会人とする実況見分が行われたのは平成22年11月19日であり、これが完成されたのは起訴日の翌日である同月26日のことであった。

さらに、刑事公判事件において、検察官は原告Aの供述を証拠請求しなかった。

オ S警部補らによる虚偽証言について

S警部補らは、刑事公判事件において、証人として、次のような虚偽の事実を証言した。

（ア）K巡査部長は、S警部補に十数秒遅れて勝手口から台所に上がり込んだ。

（イ）被告Sと津谷弁護士がもみ合っており、原告Aは現場にいなかった。

（ウ）応接室の暗闇から、被告Sは、突然、本件凶器の刃先を前にして飛び出してきた。

（エ）被告SがS警部補に向かって本件凶器の先を向けてきたので、S警部補は「体裁き」をした。

（オ）被告Sと津谷弁護士と一緒に寝室になだれ込み、津谷弁護士は被告Sに覆いかぶさるように倒れたが、この過程で津谷弁護士は刺された。

カ 以上のように、県警は、S警部補らが見たことや行動したことを隠ぺいし、原告Aの目撃内容についてはあえて無視して捜査の基礎とせず、さらに、S警部補らに偽証を指示するなどして、S警部補らが本件被害者宅に臨場した後の職務遂行がわかる捜査記録について、S警部補らの過失が導かれうる事実を意図的に改変した。これらは、原告らがS警部補らの過失行為について

県警の責任を追及できないようにすることを意図してなされたものである。県警が自らの組織防衛のために、S警部補らの過失行為を隠ぺいする捜査記録を作成したことは、原告らが必要な情報を得て損害賠償請求を行うことを困難ならしめる証拠隠滅行為であり、原告らの権利利益を侵害する不法行為が成立する。

(2) 被告県

ア いずれも否認ないし争う。県警が自らの責任を免れるべく、不都合な事実を隠ぺいする目的で捜査をした事実はない。県警は、先入観にとらわれず、被疑者その他関係者の供述を過信することなく、全ての情報資料を総合して判断しながら、捜査を遂行した。なお、原告Aに対する殺人未遂事件についても捜査を行い、その状況を同人に伝えている。

イ S警部補らは、逮捕現場において凶器等の搜索、差押えをした際、現場に多数の血痕が存在したことから、証拠品を目視上血痕のない場所である廊下中央部に移動させて、証拠保全措置を講じたものである。

本件被害者宅にブルーシートを敷いたのは平成22年11月7日及び同月8日のことである。同月4日又は同月5日ではない。S警部補らを立会人とする実況見分を実施する際、鑑識資機材を置くためである。なお、ブルーシートは、上記の実況見分終了後に撤去している。現場の鑑識活動が終了した場合、清掃して現場保存を解除することになっており、本件においても原告らの了解を得た上で清掃した。

ウ 原告Aの警察官面前調書の各頁に供述者の印がないのは、参考人調書だからである。各頁には作成者の割印があり、事後の改ざんができないようにしている。原告Aは刺された場面を見ておらず、どこで刺されたかも分からない状態であったので、警察官が臨場するまでの部分を中心に供述調書が作成されている。

エ 同月19日に原告Aを立会人とする実況見分が実施されたのは、原告Aの

体調を考慮したことや、立ち会う検察官の日程との調整が必要になったためである。

9 争点5 (県警による虚偽説明の有無及び違法性) についての当事者の主張の要旨

(1) 原告ら

ア 犯罪被害者にとって、警察の捜査によって究明された真相を知ることは、自分たちの命に匹敵するほど重要なことであり、犯罪被害者は事件の真相を知る権利を有し、これは法的保護に値する利益である。また、警察の公正な捜査によって明らかにされた真相を知らされることによってのみ、被害者遺族の精神的苦痛は軽減される可能性があるのもであって、真相隠しは被害者遺族の精神的苦痛を更に強めることになる。警察は、被害者遺族との関係では、捜査で明らかになった事実、ときに被害者遺族が知らない事実を被害者遺族に報告説明する義務がある。

イ 原告らに対する虚偽の説明

県警は、平成22年11月11日及び同月25日、原告らに対し、津谷弁護士が刺殺された際の状況について説明したが、その内容は、S警部補らは現場に原告Aがいたことを認識していなかったなどと虚偽のものであった。

ウ 秋田県議会教育公安委員会における虚偽の説明

(ア) 平成22年11月10日

① 西川本部長は、被告Sが本件凶器を構えている姿をS警部補らは認識することができたにもかかわらず、被告Sが「真っ暗な中から突然出てきた」と虚偽の説明をした。

② 佐藤刑事部長は、S警部補が臨場した際、津谷弁護士と原告Aが2人で被告Sがけん銃を撃てないように掴まえていた事実を隠ぺいし、「2人がもみ合っている」と虚偽の説明をした。

③ 佐藤刑事部長は、S警部補らは津谷弁護士の腕をすぐに離さなかったにも

かかわらず、「警察官はすぐ手を離しております」と虚偽の説明をした。

④ 西川本部長は、「受傷事故防止の徹底について」という通知が発出されていたにもかかわらず、これが遵守されていなかったことについて、「現場に負担をかけておる」、「現場の判断に任されております」、「身軽であることが一つ利点である」と正当化するなど、県警の落ち度を否定するための弁解に終始した。

⑤ 佐藤刑事部長も、「どういう状況であったのかきちっと確認する、そういうことに今全力を尽くしている」などと事実と異なる、責任を回避するための説明をした。

(イ) 同年12月9日

① 佐藤刑事部長は、S警部補が勝手口に立ち入ったとき、そのすぐ後ろにいたK巡查部長が家の中を見ており、2人とも原告Aと津谷弁護士が台所内で被告Sを掴まえているところを目撃していたにもかかわらず、「2人の男性が廊下付近で」もみ合っていたと虚偽の説明をした。

② 佐藤刑事部長は、「(1人の警察官が)逮捕すべく応接室の方に向かったわけですから。そこで、被疑者が突然、暗い応接室から刃物を向けて飛び出してきた」と虚偽の説明をした。

③ 佐藤刑事部長は、当初、「警察官2名が現場の家屋に順次入った」と説明していたが、その後、「2人目の警察官が10秒ないし12秒ほど遅れて勝手口から入りましたら、既に廊下では勝手口からは見えない状況だったそうです」と説明を変え、さらに、その後、山本豊首席参事官(兼)刑事企画課長は「警察官2名が現場の家屋に順次入っていったと。そしたら2人の男性が廊下でもみ合っていた」と説明するなど、県警の説明は一貫性を欠くものであった。

(ウ) 同月27日

① 佐藤刑事部長は、津谷弁護士が寝室に入ったのは4人のうち最後であるにもかかわらず、「A警部補及びB巡查部長が(被害者及び被疑者の)後を追っ

て寝室に入り、被害者の下になっていた被疑者を制圧した」と虚偽の説明をした。

② 佐藤刑事部長は、寝室で倒れていたのが津谷弁護士と被告Sではなかったにもかかわらず、「初めて被害者の方が『刺された』と寝室で言いました。そこで、B 巡査部長が『離れて』と叫んで離脱させようとしたところ、被害者の方は自分で立ち上がって」と虚偽の説明をした。

③ ブルーシートの下に血痕があったのであれば、刺突場所を特定する上で極めて重要な証拠になるものであり、漏れなく採取して記録にとどめておくべきであったところ、そのような措置はされておらず、現場保存は極めてずさんであったにもかかわらず、西川本部長及び佐藤刑事部長はこのことを特段の問題ととらえていない旨の答弁をした。

エ 本件検証結果における虚偽の説明

県警は、公表した本件検証結果において、次のような虚偽の説明をした。

(ア) S 警部補及びK 巡査部長は相次いで本件被害者宅の勝手口から入ってきたにもかかわらず、K 巡査部長はS 警部補に遅れて勝手口から台所に上がり込んだと虚偽の記載をした。

(イ) S 警部補らが勝手口の戸を開けたとき、台所のスピーカー付近で津谷弁護士と原告Aが侵入者を取り押さえており、その様子を十分視認できる状況だったにもかかわらず、原告Aはその場におらず、津谷弁護士と侵入者の2人がもみ合っていたと虚偽の記載をした。

(ウ) 侵入者は、応接室ドア付近から応接室前の廊下に立っている津谷弁護士の方に本件凶器の刃先を突き出し、刺そうとして、津谷弁護士と対峙している状況があり、これを見た津谷弁護士が「おれは被害者だ、あっちだ」と叫び、原告Aも「あっちだ」と2人の警察官に応接室の侵入者の方を指さし、また、応接室のドアが開いていることで、廊下の明かりにより応接室の中にある被告Sの様子は見えていたにもかかわらず、「応接室の暗闇から侵入者

が突然本件凶器の刃先を前にして飛び出してきた」と虚偽の記載をした。

(エ) 侵入者が本件凶器を突き出した先は、S警部補とK巡查部長が両腕を掴みあげた状態の津谷弁護士腹部であったにもかかわらず、「侵入者がS警部補に向かって本件凶器の刃先を向けてきたので、同人がとっさに体裁きをした」と虚偽の記載をした。

(オ) 侵入者は、S警部補とK巡查部長に両側を挟まれた状態のままの津谷弁護士を2度刺し、直後に、寝室に走り込んだにもかかわらず、「S警部補に身体をかわされた被告Sが津谷弁護士の方向に向かって突進し、被告Sと津谷弁護士と一緒に寝室になだれ込み、津谷弁護士が被告Sに覆い被さるように倒れ込んだ、この過程で津谷弁護士は刺されたとされる」と虚偽の記載をした。

オ 上記イないしエの虚偽の説明により、原告らは、県警の説明と異なる原告Aの供述が虚偽であるかのような印象を与えられた結果、社会的名誉を貶められるとともに、遺族が警察に対する逆恨みで嘘をついていると誤解されて心理的に孤立させられ、また、津谷弁護士が死亡するに至った事実経過について真実を知ることが妨げられて、精神的苦痛を被った。

(2) 被告県

いずれも否認ないし争う。県警が虚偽の事実を説明したことはない。原告らに対する説明は、その心情を理解し、人格を尊重しながら、慎重に行われたものであり、県議会への報告も、公判への支障を考慮しながら、総合的に判断したことを公表しており、虚偽の事実を公表したことはない。

なお、県警は、犯罪被害者遺族である原告Aに対し、犯罪被害者支援活動をして、臨床心理士の資格を有する被害者支援カウンセラーを含む県警の被害者支援室員や秋田中央警察署の被害者連絡担当官（小森刑事官）が原告Aの心情に配慮した手厚い支援を行っており、病院、現場である自宅、宿泊先等の送迎、手配、連絡支援等を原告Aに付き添いながら実施しており、通夜や葬儀につい

ても原告Aの要望に応じている。

10 争点6 (被告Sの原告Aに対する不法行為の成否) についての当事者の主張の要旨

(1) 原告A

被告Sは、原告Aに対し、「だんなとあんたを殺しに来た」と告げ、けん銃を突きつけたのであるから、故意による殺人未遂か、少なくとも身体に危害を加える旨を告知した脅迫に当たる。したがって、被告Sは、原告Aに対し、不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

(2) 被告S

否認ないし争う。被告Sは原告Aに「殺す」旨の発言はしておらず、けん銃も突きつけていないから、原告Aに対する脅迫行為はないし、仮にあったとしても原告Aはけん銃をおもちゃと認識していたのであるから、畏怖しておらず、精神的損害は発生しない。したがって、不法行為は成立しない。

11 争点7 (損害額の算定) についての当事者の主張の要旨

(1) 原告ら

ア 原告らの被告らに対する請求(前記第1の1)について

(ア) 津谷弁護士の損害 ●●円

(イ) 原告Aの損害 ●●円

(ウ) 原告B、原告C及び原告Dの損害 ●●円

(エ) 原告亡E及び原告Fの損害 ●●円

イ 原告らの被告らに対する請求(前記第1の2)について

(ア) 原告Aの損害 ●●円

(イ) 原告Aを除く原告らの損害 ●●円

ウ 原告Aの被告Sに対する請求(前記第1の3)について ●●円

(2) 被告ら

いずれも否認ないし争う。

なお、原告Aに対し、犯罪被害者等給付金として●●円が支給されている。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（被告Sによる刺突行為の有無及び態様）について

(1) 原告らは、被告Sが本件凶器で津谷弁護士を突き刺したと主張するのに対し、被告Sは、津谷弁護士の寝室で転倒したところ、津谷弁護士が頭から飛び込んできたので、本件凶器が突き刺さったと主張する。

(2) そこで、被告Sによる刺突行為の有無及び態様について検討するに、証拠（文章中に記載したもの）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 被告Sは、本件被害者宅に侵入した後、津谷弁護士の寝室で、津谷弁護士にけん銃の銃口を向けて、引き金を引いたものの、遊底が引かれておらず、薬室に発射可能な実包が装てんされていなかったため、実包は発射されなかった（甲70の2，132）。

イ 被告Sは、S警部補らが本件被害者宅の廊下でけん銃を持っていた津谷弁護士の腕を掴んでいた隙に、応接室に置いていた本件凶器を取りに行き、これを持って応接室から廊下に出てきた（甲70の2）。

ウ 本件凶器は刈込ばさみであり、刃体は鋭角の切先を有する片刃の鉄製、刃体の長さは22cm、刃渡りは16.16cm、刃の最大幅は2.7cm、刃の厚さは0.341cmである（甲31）。

エ 津谷弁護士の刺創は前胸左側部（左足底の上方約127cm）と前胸左側下部（左足底の上方約108cm）の2か所であった。前者は、左第6肋骨を骨折させ、心臓の損傷を伴う深さ約12cmのもので、被害者から見て、本件凶器が上やや前方向から下やや後ろ方向へ刺し入れられたことによりできたものである。後者は、本件左第10肋骨後面に達する深さ約19cmのもので、被害者から見て、本件凶器が前やや上方向から後ろやや下方向に刺し入れられたことによりできたものである。（甲10，47，63の1）

オ 被告Sは、現行犯逮捕された際、「わかった。差し違えるつもりだった。」と述べて、逮捕に応じた（甲111）。

カ 被告Sは、平成22年11月21日、検察官に対し、「私は、平成21年7月初めに新しい家の売買契約を結んだ際、新しい家が2300万円しか売れないと知り、津谷弁護士にだまされてすべてを失ったと思い、津谷弁護士を殺すことを決意しました。」、「退去日は平成21年8月末になったので、それまでの約2か月間を使ってじっくりと津谷弁護士を殺すために計画を練り、準備することができました。」、「私は、何度も津谷弁護士を殺す計画を練り直しました。」などと供述していた（甲58）。

また、被告Sは、平成22年11月22日、検察官に対し、「私は、とにかく急いで津谷弁護士を突き刺して殺さなければ、津谷弁護士を殺すことすらできずに逮捕されてしまうと思い、とてもあせっていました。私は、これまでの恨みを晴らすために、時間をかけて様々な準備をして、津谷弁護士が家にいることを確認して乗り込んできたのに、何もできないまま警察に逮捕されるのだけは嫌でした。何が何でも津谷弁護士を殺し、これまでの恨みを少しでも晴らさなければ、死んでも死にきれないという思いでした。」などと供述していた（乙A8）。

（3）被告Sによる刺突行為の有無について

（2）の認定事実のほか、被告Sは、前記前提となる事実（第2の2（3）イ）のとおりけん銃のほかには本件凶器を準備して携帯するなど、周到な準備をして本件被害者宅に侵入していることを考慮すると、被告Sが殺意をもって本件凶器で津谷弁護士を突き刺したと認められる。

被告Sは、転倒した被告Sの上に津谷弁護士が覆い被さってきたため、突き刺さったと主張する。しかし、津谷弁護士の刺創は2か所であるから、2回にわたり本件凶器が突き刺さったものと認められる。そして、2つの刺創は上から下に向けたものと前から後ろに向けたものであり、肋骨を骨折させるほどの

ものであった。このような刺創の状況等に照らすと、被告Sが主張する態様はこれと整合するものではないから、津谷弁護士が被告S主張の態様によって生じたものと認めることはできない。したがって、被告Sの上記主張は採用することができない。

(4) 刺突行為の態様等について

ア 原告らは、被告Sが本件凶器で突き刺した態様について、応接室前の廊下でS警部補らに両腕を掴まれていた状態の津谷弁護士を突き刺し、K巡查部長に右腕を掴まれた状態の津谷弁護士を再度突き刺したと主張し、被告らはこれを否認していることから、この点について検討する。

イ (2)の認定事実のとおり、被告Sは、S警部補らがけん銃を持った津谷弁護士の腕を掴んでいる隙に、応接室に置いていた本件凶器を取りに行っており、原告らの主張は、被告Sが応接室から本件凶器を持って出てきたときも、津谷弁護士はS警部補らが腕を掴んだ状態であったことを前提とするものと解される。しかし、被告Sは、原告らが主張するような態様で突き刺したことを明確に否定している上、津谷弁護士の腕を掴んでいたS警部補及びK巡查部長は、被告Sが応接室から出てくる前に、津谷弁護士の腕から手を離れた旨供述している。そして、当時、本件被害者宅にいた原告Aも、被告Sが津谷弁護士を刺突した場面を目撃していたわけではない。

ウ 原告らの主張の根拠は、応接室前の廊下に血痕が存在したことである。確かに、応接室前の廊下で2つの血痕があり(甲115)、これは津谷弁護士のものと認められる(甲30, 119)。しかしながら、本件被害者宅では上記以外にも血痕が確認されており、その多くは台所入り口付近の廊下や津谷弁護士の寝室の入り口付近の廊下に存在していた(甲115)。そして、本件凶器及びけん銃には津谷弁護士の血痕が付着していたことが認められる(甲30, 117, 118, 120)ところ、被告Sの現行犯逮捕の直後に、警察官が、被告Sの立会いのもと本件凶器及びけん銃を写真撮影するた

めに、応接室前付近の廊下に本件凶器の位置を移動させており（甲 1 1 2，1 1 3，1 5 4），その際に付着した可能性も否定できない（刑事公判事件の論告において，検察官も「被告人が被害者に刺突行為に及ぶなどしてできた血痕ではなく，警察官が被告人を制圧・逮捕後，被告人が持ち込んだ刃物とけん銃を床面に置いて確認させたときに付着したものだと考えられます。」と述べている。甲 4 5）。なお，原告らは，応接室前の廊下の血痕は 2 個ではなく，他に少なくとも 4 個存在する旨主張するが（原告ら準備書面（1 4）），原告ら提出の証拠（甲 1 9 8）によっても，4 個の血痕が存在したとまでは認めることができない。

したがって，応接室前の廊下で津谷弁護士の血痕が確認されたことをもって，直ちに同所で被告 S による刺突行為があったと認めることはできない。エ また，県警は，応接室前付近から玄関までの廊下部分にブルーシートを敷いており，その下に血痕が存在したことが認められる（甲 1 6）。県警の西川本部長は，平成 2 2 年 1 2 月 2 7 日の県議会の教育公安委員会において，「ブルーシートの下に津谷弁護士が刺されたと思われる血痕はなかったのか」との質問に対し，「血痕らしきものはございます。ただ，これは津谷弁護士の身体から滴下した血痕ではないというように考えています。」と答弁し，津谷弁護士の血痕であることを否定していないこと（甲 1 6）や，他の者の血痕が付着した蓋然性を認めるに足りる証拠もないことに照らすと，ブルーシートの下に血痕は津谷弁護士の血痕と認めるのが相当である。

しかし，被告県は，ブルーシートを敷いたのは同年 1 1 月 8 日の実況見分時と主張しており，これが事実と異なることを認めるに足りる証拠はない。そして，原告らは，2 0 1 5 年 3 月 1 6 日付け求釈明申立書において，被告県に対し，血痕の位置の特定を明らかにするよう求めたものの，被告県はこれを明らかにしなかったこと（被告県準備書面（4））から，ブルーシートの下に血痕の状況は明らかでないが，事件当日の平成 2 2 年 1 1 月 4 日及び

翌5日に原告Aが立ち会って行われた検証の状況等（甲112ないし115，155）に照らすと，ブルーシートを敷いた部分に応接室前の廊下付近で刺突されたことを推認させるほどの血痕が存在していたとは認められない。

オ 原告らは，S警部補らに両腕を掴まれた状態でなければ，津谷弁護士は本件凶器を持って突き進んできた被告Sに抵抗することができたはずであると主張する。

しかし，原告らの上記主張は刺突場所が応接室前の廊下であることを前提とするものと解されるところ，刺突場所が同所であったことを認めるに足りる確な証拠はない（血痕の存在については既に述べたとおりである。）。

なお，被告側も刺突場所について具体的な主張をしていないことから，刺突場所が応接室前の廊下であることを前提に検討しておくに，本件被害者宅の廊下は全長10.98mで，幅は玄関から仏間までが2.67m，仏間から突き当たりの押入れまでが1.72mであったものの，応接室前の廊下にはゴルフバッグや段ボールの空き箱，大型クーラーボックス等が，幅1.72mの部分には本棚やカラーボックスが置かれていた（甲29，30，115）。

そして，証拠（乙A1，2，11，証人T巡查部長）及び弁論の全趣旨によれば，機捜6が本件被害者宅東側市道に到着したのは午前4時10分32秒頃と認められ，これを覆すに足りる証拠はない（以下，機捜6が本件被害者宅東側市道に到着したことを「現場到着」ということにする。）。また，通信指令室に被告Sを現行犯逮捕したことを連絡したのが午前4時12分57秒であったことに照らすと，S警部補らが被告Sを現行犯逮捕したのは午前4時12分57秒頃であったと認められる。上記によれば，S警部補らの現場到着から被告Sを現行犯逮捕するまでの時間は，S警部補らが降車して本件被害者宅の勝手口から立ち入るまでの時間も含め，およそ2分2

5秒であったと認められる。

このような場所的，時間的状況のほか，津谷弁護士において，被告Sがけん銃以外に本件凶器も携帯していることや，これを手にして応接室から突き進んでくることを予想できたとは認められないことを考慮すると，仮に津谷弁護士がS警部補らに両腕を掴まれた状態でなく，津谷弁護士が本件凶器を持って突き進んできた被告Sに抵抗することができたとしても，その程度には自ずと限界があったといわざるを得ず，抵抗した結果，刺突を回避することができたとはまでは推認することができない。

以上によれば，原告らの上記主張をもとに，津谷弁護士が原告ら主張の態様で刺突されたと認めることはできない。

カ なお，日本大学名誉教授の押田茂賓は，津谷弁護士の刺創は原告ら主張の態様での刺突によりできたものである旨述べている（甲105，証人押田。以下「押田鑑定書」という。）。しかし，押田鑑定書のとおり，津谷弁護士の刺創は原告らの主張の態様によって生じ得るものであるが，同鑑定書によっても，原告ら主張の態様以外で生じ得ないものであるとまでは認められない。したがって，押田鑑定書をもって，原告ら主張の態様により殺害されたと認めることはできない。

キ 以上のほか，津谷弁護士はS警部補らに腕を掴まれていた応接室前の廊下から津谷弁護士の寝室まで移動しており，同室で被告SはS警部補らに取り押さえられたこと，S警部補らは津谷弁護士からけん銃を取り上げることがなかったが，無線指令で家人が弁護士であることを認識しており，「あっちだ」との津谷弁護士や原告Aの指摘を受けて，腕を掴んでいる者が津谷弁護士であり，弁護士であればけん銃を使用することがないものと考えたとしても特に不自然，不合理なことではないことを考慮すると，原告らが主張するような態様で津谷弁護士が刺突されたと認めることはできず，他にこれを認めるに足りる的確な証拠もない。

(5) 争点についての結論

以上によれば、被告Sの津谷弁護士に対する不法行為が認められるから、被告Sはこれに基づく損害賠償責任を負うことになる。

2 争点2（事件現場でのS警部補らの過失の有無）について

(1) 本件被害者宅に到着するまで

ア 原告らは、S警部補らが、無線指令を傍受してから1分程度で本件被害者宅に到着することができるどころ、3分35秒も要しており、現場到着が遅すぎる旨主張する。

イ まず、S警部補らが無線を傍受した地点について、被告県は「泉北二丁目地内」ではなく「泉北六丁目3番地内の秋操近隣公園先」と主張するので、この点について検討しておく。

証拠（文章中に記載したもの）及び弁論の全趣旨によれば、①K巡查部長は現行犯人逮捕手続書（甲111）に「秋田市泉北三丁目地内を機動密行中」に無線指令を傍受したと記載したこと、②S警部補も、平成22年11月4日付け捜査報告書（甲158）に「秋田市泉北三丁目地内を機動密行中」に無線指令を傍受したと記載していたこと、③県警の佐藤刑事部長は、上記の手続書等を踏まえて、同月10日の県議会教育公安委員会において、「（機動捜査隊は）泉地内を走行中だったと聞いています」と答弁していること（甲12）、④小森刑事官は、同月11日、機捜6が警ら巡回していた場所について、「ニューヨーク・ニューヨークとかタカヤナギの一角を回っていた」と説明しており（甲172）、「ニューヨーク・ニューヨーク」は泉北三丁目にあり、「タカヤナギ」は「ニューヨーク・ニューヨーク」と道を挟んだ地点に位置すること（甲113・現場見取図1、甲115・現場見取図1）が認められる。そして、S警部補らは、通信指令室から無線指令を受けた場所を「秋田市泉北三丁目地内」から「秋田市泉中央六丁目3番地内、秋操近隣公園先」に訂正する旨の同月18日付け「無線指令傍受場所の訂正に関する

る報告書」（甲159，160）を作成しているが，訂正するに至った経緯等について合理的な説明をしているとは認められない。

したがって，S警部補らが通信指令室からの無線指令を傍受した地点は「秋田市泉北三丁目地内」と認めるのが相当である。

ウ 次に，通信指令室のT巡查部長は，I警部補が本件110番通報を受理してから53秒後の午前4時6分18秒に無線指令を発し，S警部補らは午前4時10分32秒頃に現場到着しているから，無線指令を傍受してから現場到着までの時間は，およそ4分14秒であった。そして，S警部補らは，傍受した無線指令が終わった後，午前4時7分6秒から通信指令室に現場の住所を確認しており，これを終えたのは午前4時7分31秒のことであるから，確認の終了から現場到着まで，およそ3分1秒であった。この3分1秒の間に，S警部補らは，機捜6に搭載されていた市販のものと同じカーナビに現場の住所を入力し，カーナビの画面を確認した上で，現場に向かっている（証人K巡查部長調書23頁以下）。本件被害者宅は民家であり，カーナビに入力するまでもなく，住所を聞いてすぐにその所在地を把握できる建物であったとは認められない上，外観からも臨場すべき現場であることが容易に識別できるものであったと認めるに足りる証拠はない。さらに，S警部補は機動捜査隊での勤務が3回目であり，平成22年3月から同隊に所属し

（証人S警部補）K巡查部長も平成21年3月から機動捜査隊に所属していた（証人K巡查部長）ものの，このことをもって現場付近の地理に精通していたと認めることはできない。

このほか，S警部補らが意図的に現場到着を遅らせ，又は遠回りをしたと認めるに足りる証拠もないことを考慮すると，S警部補らが無線指令を傍受した地点から本件被害者宅まで約200mの距離であり，上記の現場到着までの時間よりも早く到着することが可能であったとしても，S警部補らの現場到着が違法と評するのが相当なほどに遅すぎたものとまでは認められな

い。

(2) 本件被害者宅に立ち入るまで

ア 追加情報を求めなかったことについて

(ア) 原告らは、通信指令室からの指令に侵入者の人数や凶器の有無等の情報がなかったのであるから、S警部補らは通信指令室に対し追加情報を求めるべきであった旨主張する。

(イ) 確かに、現場に臨場する警察官としては、現場で迅速かつ適切な対応をすることができるよう、現場の状況等をより具体的に把握しておくことが望ましいことは明らかであり、侵入者の人数や凶器の有無といった情報であれば、なおさらであるところ、S警部補らが通信指令室にこれらの情報を確認した事実はない。

しかし、本件の場合、通信指令室は、侵入者の数や凶器の有無を把握していなかったのであるから、S警部補らが通信指令室にこれらの情報提供を求めても、これを得ることはできなかった。また、原告Aからの本件110番通報は終了していたところ、通信指令室が改めて原告Aの携帯電話に連絡して現場の情報を求めるとなれば、原告Aに危害が及び、侵入者を刺激するおそれがあった。さらに、通信司令室が原告Aに連絡を取り、その結果を無線で連絡を受ける前に、S警部補らは現場に到着していることが予想されたところである。

これらの事情によれば、S警部補らが通信指令室に追加情報を求めなかったことを違法と認めることはできない。

イ 緊急性のある事案であることの認識の欠如について

(ア) 原告らは、次の事由を指摘して、S警部補らは緊急性のある事案であることの認識を欠いていた旨主張する。

(イ) まず、原告らは、機捜6の班長であるS警部補は、無線指令を傍受したのであるから、助手席に移るべきであったところ、後部座席に座ったまま

であったと指摘する。

確かに、無線指令を傍受したとき、機捜6にはS警部補、K巡查部長及びS巡查が乗車していたところ、K巡查部長は運転席に、S巡查は助手席に、3人のなかで最も階級が高いS警部補は後部座席に座っており、S警部補は降車するまで後部座席にいた（証人S警部補、証人K巡查部長）。しかしながら、S警部補が班長の地位にあったことから、本来であればS警部補が助手席に座るべきであったとしても、S警部補が後部座席から助手席に移動しなければ、適切な通信指令室との交信ができなかったと認めるに足りる証拠はないし、当時は、体験入隊生のS巡查が乗車していたことや、降車後のS警部補の行動等に照らすと、S警部補が助手席に移動しなかったことをもって緊急性についての認識が欠如していたとまでは認めることができない。

(ウ) 次に、原告らは、S警部補はわざわざ靴を脱いで台所に立ち入ったことを指摘する。

確かに、S警部補は、無線指令で侵入者が「殺す」と口にししていることを伝えられており、勝手口から入った際にも、2人の男性がもみ合っていたというのであるから、一刻も早く制止させるべく、靴を履いたまま台所に立ち入ることも許容される状況にあった。しかし、靴を脱いだからといって、緊急性についての認識が欠如していたということはないし、また、靴を脱ぐことに徒に時間を要し、被害を発生させたことを認めるに足りる証拠もないから、S警部補が靴を脱いで立ち入ったことをもって、緊急性の認識が欠如していたとまでは認めることができない。

(エ) また、原告らは、S警部補らは警棒を携帯し、耐刃防護衣を着装することも可能であったにもかかわらず、携帯、着装していないことを指摘する。

確かに、S警部補らは、警棒を携帯し、耐刃防護衣を着装することが可能であり、事後的に見れば、これらを携帯、着装するのが相当であったことは県議会での西川本部長らの答弁からも明らかである。しかし、本件検証結果

を受けて、県警は、「警棒等の適正な使用及び取扱いの徹底について（通達）」（甲 9 8）、「耐刃防護衣及び防弾衣の着装基準について（例規）」（甲 1 0 1）を定め、機動捜査隊の隊員は、警ら中、警棒を携帯し、耐刃防護衣を着装することになったことから明らかなように、本件当時は、警棒の携帯の要否等は臨場する警察官の判断に委ねられていたのである。そして、S 警部補は、現場到着後、速やかに降車して勝手口に回り、台所に立ち入っている。これらの事情に照らすと、S 警部補らが携帯、着装しなかったことをもって、緊急性についての認識が欠如していたとまでは認めることができない。

（オ）なお、S 警部補は、検察官に対し、通信指令室からの無線指令で、本件被害者宅に不審者が来ていることは認識していたものの、家の中に侵入しているとは言われなかったため、家の中に侵入しているとは想定していなかった旨供述している（甲 1 4 7）。午前 4 時という時間帯に侵入者が「殺す」と口にしているのであるから、侵入者が家の中に入っていることは容易に理解できたにもかかわらず、家の中に侵入しているとは想定していなかったというのである。また、S 警部補は「凶器の存在が確認できず、直ちに人の生命、身体に重大な危害が及ぶような状況とは思わなかったため、靴を脱いで中に入った」旨供述していること（証人 S 警部補調書 6 頁）にも照らすと、S 警部補の状況認識に問題があったことは否定できない。また、K 巡查部長も、凶器の携帯の有無のみならず、携帯の可能性についても、分からなかったと供述していること（証人 K 巡查部長調書 3 6 頁）に照らすと、S 警部補と同様に状況認識に問題があったといわざるを得ない。

しかし、S 警部補らに事態の緊急性についての認識が欠如していたとまでは認められないことは既に述べたとおりであり、また、状況認識が不十分であったこと自体をもって直ちに津谷弁護士や原告らとの関係で不法行為を構成する注意義務違反が基礎付けられるものではないから、S 警部補らの現

場での具体的な対応に即して不法行為の成否を検討するのが相当である。

ウ 警棒を携帯，耐刃防護衣を着装しなかったことについて

(ア) 原告らは，S 警部補らは警棒を携帯し，耐刃防護衣を着装すべきであったところ，これを怠ったと主張する。

(イ) 原告らが主張するとおり，現場に臨場する警察官は，最悪の事態に備える意識が必要であり（「受傷事故防止の徹底について（通知）」（甲 9 7）参照），装備資機材の着装は，警察官自らの身体等に危害が及ぶことを防止するのみならず，高い制圧力にもつながるものである（「警棒等の適正な使用及び取扱いの徹底について（通達）」（甲 9 8）参照）。

S 警部補らは，無線指令に凶器に関する情報がなかったことから，警棒を携帯することなく，耐刃防護衣を着装しなかったのであるが（甲 6 4 の 1・1 7 頁），無線指令により「（侵入者が）主人のことを殺すと言っている」ことを聞いていたのであるから，侵入者が凶器を携帯していることを予想することができ，また，現場の状況をほとんど把握していなかったのであるから，最悪の事態を想定して，警棒を携帯し，耐刃防護衣を着装した上で本件被害者宅に臨場すべきであった。このことは，西川本部長らも県議会での答弁において認めるところであるし，本件検証結果も同旨の指摘をしている。

(ウ) しかしながら，前述のとおり，本件当時，警棒の携帯の可否等は臨場する警察官の判断に委ねられていたのである。そして，S 警部補らは臨場することを優先して，これらを携帯，着装しなかったのであり，携帯，着装すれば，結果の発生を容易に防止できると認識していたにもかかわらず，携帯，着装しなかったと認めることもできない。したがって，S 警部補らの判断が著しく不合理なものであったとまでは認められない。

(エ) また，S 警部補の供述によれば，S 警部補は，被告 S が本件凶器を持って応接室から出てきた際，体をかわし，自らが刺されたかと思い，腹部を確認し，その間に，被告 S は津谷弁護士の方に向かっていった（証人 S 警部

補)ということになる。

しかし、S警部補は、けん銃を持った津谷弁護士の腕を掴み、津谷弁護士を制止することに集中していたため、応接室に入って行った被告Sの姿が視界から外れ、結果として被告Sの動静を見失うことになったのであり、前述のとおりS警部補の現場到着から被告Sが現行犯逮捕されるまでの時間がおよそ2分25秒であったことや、応接室から本件凶器を手にして出てきた被告SとS警部補が静止した状態で対峙し、警棒を用いることができた状況にあったと認めるに足りる的確な証拠もないことに照らすと、S警部補が警棒を携帯していれば、被告Sを取り押さえることができた客観的な状況にあったとまでは認められない。

また、上記のとおり、S警部補らはけん銃を持った津谷弁護士の腕を掴んでいたときに、被告Sの動静を見失った状態にあった上、被告Sは応接室に入ったものの、応接室の明かりがついていたことを認めるに足りる証拠はなく(甲158)、また、台所にいた原告Aが応接室から本件凶器の刃先が出ているのを目撃していたとしても、津谷弁護士の腕を掴んでいたS警部補らがこれを認識することができる状況にあったと認めるに足りる証拠はないし、原告Aも、津谷弁護士やS警部補らに対し、被告Sが本件凶器を持っていることを告げたり、注意を促した事実もない。このような経過や前述のような応接室前の廊下の状況等に照らすと、S警部補が自らの腹部を刺されたのではないかと確認することは、特に不自然なことではないし、このこと自体を違法ということとはできず、耐刃防護衣を着装していれば腹部を確認する必要がなかったということもできない。なお、S警部補が腹部を確認するあまり、必要以上に応接室前の廊下に止まり、本件凶器を持った被告Sの後を追うのが著しく遅れたと認めるに足りる証拠もない。

(オ)以上によれば、S警部補らが警棒を携帯せず、耐刃防護衣を着装しなかったことについて、S警部補らの不法行為が成立するものではないと判断

するのが相当である。

エ S 警部補とK 巡査部長の役割分担，連携について

(ア) 原告らは，S 警部補らは複数で臨場するのであるから，勝手口と玄関側から立ち入るなど，役割分担を明確にし，連携して臨場すべきであったところ，これを怠ったと主張する。

(イ) 警察官は複数で臨場する場合，相互に緊密な連携を保ち，制圧逮捕に当たることが求められている（「逮捕術教範」（甲193）参照）。被告Sは，S 警部補らがけん銃を持った津谷弁護士の腕を掴んでいる隙に，応接室に本件凶器を取りに行っているのであるから，K 巡査部長が玄関ないし被告Sが侵入した応接室から本件被害者宅に立ち入ることによって，被告Sが本件凶器を手にする事若しくはこれを持って突進していくことを防止することができた可能性自体は否定することができない。

また，K 巡査部長は，S 警部補に引き続き，勝手口から立ち入ったものの，K 巡査部長の供述によれば，本件被害者宅に立ち入るや，現場の状況等を確認することなく，津谷弁護士の腕を掴んでいたS 警部補に加勢する一方，廊下で，津谷弁護士の後方にて，被告Sが本件凶器を持って突き進んできたことから，津谷弁護士を被告Sと対峙させたまま，自らは後ずさりした（証人K 巡査部長）というのであるから，事後的に見れば，現場におけるS 警部補とK 巡査部長の役割分担，連携は必ずしも十分なものであったといえない。本件検証結果も，「県警においてはそれまで，狭あいで暗い屋内での制圧・逮捕や臨場警察官相互の連携による訓練が行われていなかった」ことを指摘しているところである（前記第2の2（8）ウ）。

(ウ) しかしながら，当時，本件被害者宅の玄関は施錠されていた（原告A 本人調書67頁）のであるから，K 巡査部長に玄関から立ち入る義務があったと解することはできないし，K 巡査部長が本件被害者宅の外周を確認すれば，応接室の窓が割れて，侵入した痕跡を発見できたとしても，この侵入態

様に照らすと、K 巡査部長に応接室の窓から立ち入るべき義務があったとも認められないから、K 巡査部長が S 警部補と同様に台所の勝手口から立ち入ったことは違法でない。

また、事後的に見れば、S 警部補らが役割分担をして、それぞれ被告 S と津谷弁護士に対応して、両者を引き離すべきであったといえるものの、そもそも S 警部補らが臨場するに際し有していた情報は無線指令から得られた情報に限られていたのであるから、事前の役割分担には自ずと限界があった上、S 警部補らの現場到着から被告 S を現行犯逮捕するまでの時間は降車してから本件被害者宅に立ち入るまでの時間を含めおよそ 2 分 25 秒であって、S 警部補らが現場の状況を把握することができるだけの時間があったわけではないこと、S 警部補らにおいて、被告 S がけん銃以外に本件凶器を持参していることを具体的に予見できたとは認められないこと、後述のとおり K 巡査部長は S 警部補に遅れて立ち入っていることなどを考慮すると、現場での S 警部補と K 巡査部長の役割分担や連携が必ずしも十分なものでなかったとしても、これを理由に不法行為の成立までは認めることができない。

(3) 本件被害者宅に立ち入った後

ア 「警察だ」と発しなかったことについて

原告らは、S 警部補らは臨場した際、「警察だ」と大声で発して、被告 S を制止すべきであったと主張する。

確かに、S 警部補は、臨場した際、警察官であることを認識させる声を発していない。侵入者は警察官が臨場したことを認識することによって、加害行為を中止することが考えられるので、侵入者に警察官が臨場したことを認識させることは、一般的に被害の防止、拡大を防ぐために有用と考えられ、S 警部補は私服であり、外見から警察官であることが判別できなかったのであるから、なおさらである。

しかしながら、S 警部補は「やめれと言いながら、2 人の間に割って入っ

た」と供述しており（証人S警部補調書8頁）、これが虚偽であると認めるに足りる証拠はない。そして、被告Sは、原告Aが110番通報したことを察知しており、S警部補が臨場した時点で、警察官が臨場したことを認識していたのである（甲70の2・28頁，34頁，乙A8）。このほか、被告Sは、津谷弁護士がS警部補らに腕を掴まれている隙に、逃亡することなく、応接室に本件凶器を取りに行き、これを持って再び津谷弁護士に向かっており、被告Sは、検察官に対し、「これまでの恨みを晴らすために、時間をかけて様々な準備をして、津谷先生が家にいることを確認して乗り込んできたのに、何もできないまま警察に逮捕されるのだけは嫌でした。」などと供述していたこと（乙A8）からうかがわれる殺意の強さなどを考慮すると、S警部補が「警察だ」と大声で発していたとしても、被告Sが加害行為を中止したとは認められない。

上記の事情に照らすと、S警部補が「警察だ」と発していたとしても、津谷弁護士の死亡という結果が回避できたとまでは認めることができないから、これを理由にS警部補の不法行為が成立するものではない。

イ 被告Sが侵入者であることの識別について

原告らは、S警部補らは本件被害者宅に立ち入った後、速やかに津谷弁護士が被害者であり、被告Sが侵入者であることを識別すべきであったところ、これを怠ったと主張する。

確かに、被告Sは靴を履いており、津谷弁護士はスウェットというくつろいだ服装であったことに照らすと、被告Sが侵入者であると識別できたものといえる。

しかし、S警部補が勝手口から入った際、原告らが主張するとおり原告Aと津谷弁護士が被告Sの腕を掴んでいたとしても、原告Aは警察官を見て被告Sから手を離したと供述しており（甲150）、被告Sの腕を掴んだ状態で被告SをS警部補に引き渡したわけではないし、被告Sも「3人でもみ合

っていた」と供述しており（乙A8）、その後、被告Sと津谷弁護士は同所にとどまることなく、廊下に移動していること（甲11の1）に照らすと、S警部補が勝手口から入った際、津谷弁護士及び原告Aが被告Sの腕を掴んでいたとしても、客観的に見て被告Sが制圧された状態にあったとは認められない。そうすると、臨場したS警部補が、いずれの者が侵入者であるか確認することなく、まずは事態を収束させるべく津谷弁護士と被告Sの双方を制止しようとするのは相当な対応であるし、また、S警部補がけん銃を手にしている者が侵入者であると考えたとしても、当時の状況に照らすと、不合理なことではなく、これを非難することはできない。このほか、S警部補らの現場到着から被告Sの現行犯逮捕までの時間は降車してから本件被害者宅に立ち入るまでの時間を含めおよそ2分25秒であったことや、S警部補らは、けん銃を手にした津谷弁護士の腕を掴んでいるときに「おれじゃない、あっちだ。」との津谷弁護士や女性の声を聞いて、津谷弁護士が侵入者でないと判断した旨供述するところ、侵入者でないと判断、確認したとまではいえないとしても、侵入者でない可能性を認識したものと推認することができ、これを覆すに足りる的確な証拠もないことを考慮すると、S警部補らが本件被害者宅に立ち入った時点で「被告Sが侵入者である」と識別することなく、その識別が遅れたとしても、このことを理由に不法行為が成立するものではないと判断するのが相当である。

なお、S警部補らは本件被害者宅に立ち入った時点で被告Sが侵入者であると識別することはできなかった上、関係者から事情を聞く時間もなかったことに照らすと、立ち入った時点で被告Sを住居侵入の容疑で現行犯逮捕することができたとの原告らの主張は採用することができない。

（4）廊下に出た後

ア 両者を制圧すべきであったとの主張について

原告らは、S警部補らは被告Sを侵入者と識別できないのであれば、被告

Sと津谷弁護士の両者を制圧すべきであったと主張する。

確かに、S警部補らは、被告Sが侵入者と識別できなかつたのであるから、被告Sと津谷弁護士を、制圧にまでは至らないとしても、両者の接触により被害が発生、拡大することがないように、両者を引き離しておくべきであったといえる。

しかし、S警部補が立ち入った時点で、津谷弁護士はけん銃を手にする一方、被告Sは凶器を手にしていなかったのであり、S警部補とK巡查部長が同時に立ち入ったと認めるに足りる証拠もないから、先に一人で立ち入ったS警部補が、津谷弁護士と被告Sのうち、けん銃を手をしている津谷弁護士を制止することは合理的な行動である。そして、S警部補らが津谷弁護士の腕を掴んでいる隙に、被告Sは応接室に戻り、本件凶器を持ち出しているのであるが、被告Sが応接室に入ったことによりS警部補らは被告Sの動静を見失うことになったことや、S警部補らの現場到着から被告Sの現行犯逮捕までの時間に照らすと、被告Sが応接室に入った後において、被告Sを制圧、制止できる客観的な状況があったとは認められない。したがって、S警部補らが津谷弁護士と被告Sの両者を制圧しなかったことについて、S警部補らの不法行為の成立は認められない。

なお、上記のとおり、S警部補らは、被告Sが応接室に入って行ったことにより、その姿が視界から外れ、結果として被告Sの動静を見失うことになったのであるが、S警部補らが見失っていた時間や、被告Sが本件凶器を携帯していることを具体的に予見できなかったこと、前述のとおり、S警部補とK巡查部長の役割分担や連携にも限界があったことなどを考慮すると、この点についてS警部補らの過失を見い出すことはできない。

イ 津谷弁護士を侵入者と誤認したとの主張について

原告らは、S警部補らは津谷弁護士を侵入者と誤認したと主張し、被告県はこれを否認するところ、県警の佐藤刑事部長は、平成22年11月10日、

県議会の教育公安委員会において、「けん銃を取り上げていた被害者を被疑者と勘違いした、これはあります。」、「間違いなくけん銃を持っている弁護士を当初被疑者というふうに勘違いしたことは事実である。」と、繰り返し明言している上、S警部補が本件被害者宅に立ち入った際、客観的に見て被告Sが制圧された状態にあったわけではなく、津谷弁護士がけん銃を手にしており、津谷弁護士がけん銃を手にする経緯を知ることもできなかったのであるから、「誤認」、「勘違い」と評するかはともかく、S警部補が津谷弁護士を侵入者と認識したものと認めるのが相当である。

しかし、上記の状況に照らすと、S警部補がけん銃を手にしていた津谷弁護士を侵入者と認識したことは不合理なことではなく、これを非難することはできないし、また、被告Sを現行犯逮捕するまで、津谷弁護士を侵入者であると認識し続けたことを認めるに足りる的確な証拠もないから、S警部補らが津谷弁護士を侵入者と認識したことについて不法行為の成立を認めることはできない。

ウ 津谷弁護士を掴み続けたとの主張について

原告らは、S警部補らは容易にけん銃を取り上げることができたにもかかわらず、津谷弁護士の腕を掴み続けたと主張する。

確かに、前記前提となる事実（第2の2（6）ウ）のようなS警部補らと津谷弁護士との体格差等を考慮すると、二人がかりでなくても、津谷弁護士からけん銃を取り上げることは可能であったところ、S警部補らが津谷弁護士からけん銃を取り上げた事実はない。この点につき、県警の西川本部長は、平成22年12月9日の県議会教育公安委員会において、「津谷弁護士が最後までけん銃を離さなかった」と答弁しているが、そもそもS警部補らが津谷弁護士に対しけん銃を渡すように伝えたにもかかわらず、津谷弁護士がこれを拒絶した事実を認めるに足りる証拠はない。

しかしながら、S警部補らは、津谷弁護士の「おれじゃない、あっちだ。」

との声や、「あっち、あっち。」という女性の声を聞いて、津谷弁護士の腕から手を離したと供述している。そして、津谷弁護士が「あっちだ」と、原告Aが「あっち、あっち」と声を出したことについては当事者間に争いがな
いところ、S警部補らがその後も必要以上に津谷弁護士の手を掴み続けたこ
とを認めるに足りる的確な証拠はない。したがって、津谷弁護士の腕を掴み
続けたことを理由とするS警部補らの不法行為は認められない。

エ S警部補らによる回避措置について

(ア) 原告らは、S警部補は応接室から出てきた被告Sの本件凶器をたたき
落とすことは可能であったし、K巡查部長も、津谷弁護士を台所に避難させ
るなどして、本件凶器を持って突き進んできた被告Sと津谷弁護士が正対す
ることを回避することが可能であったにもかかわらず、これを怠ったと主張
する。

(イ) S警部補の供述によれば、S警部補は、応接室から本件凶器を手にし
た被告Sが出てきたので、とっさに左後方に飛びのいて身をかわしたという
のであり（甲64の1・5頁）、その後、自らの腹部が刺されたのではない
かと思い、腹部を確認していることに照らすと、S警部補が本件凶器をたた
き落とし、取り上げようとした事実は認められない。

しかしながら、S警部補が応接室から出てきた被告Sと静止した状態で対
峙していたと認めるに足りる証拠はないし、S警部補において、被告Sが応
接室から本件凶器を持って出てくることを具体的に予見できる客観的な状
況にあったとも認められない。そして、S警部補が刺されたのではないかと
腹部を確認すること自体は特に責められるべきことではないし、必要以上に
その場に止まっていたとも認められないことは既に述べたとおりである。こ
れらの事情に照らすと、S警部補らが被告Sから本件凶器を取り上げること
ができなかったことについて、S警部補らの不法行為の成立を認めることは
できない。

(ウ) また、K 巡査部長の供述によれば、K 巡査部長は、津谷弁護士の後方にいて、被告 S が向かってきたので、津谷弁護士が後ろに下がったことに伴い、自らも後方に下がり、よろけたということであり（甲 65 の 1・10 頁）、K 巡査部長が、被告 S と津谷弁護士が正対しないように自らが間に入るとか、津谷弁護士を台所に避難させるなどした事実は認められない。

しかし、K 巡査部長においても、被告 S が本件凶器を持って出てくることを具体的に予見できる客観的な状況にあったとは認められないことや、現場となった廊下は幅 1.72 m であり、しかも本棚やカラーボックス等が置かれていたこと、K 巡査部長が臨場してからの時間等に照らすと、K 巡査部長の対応についても不法行為の成立を認めることはできない。前述のとおり、事後的に見れば、S 警部補と K 巡査部長の役割分担、連携は必ずしも十分なものであったとはいえず、これが適切に行われていれば、結果が回避されていた可能性を否定することはできないとしても、この点について S 警部補らの不法行為の成立を認めることはできないから、これを踏まえても上記の結論が異なるものではない。

(エ) なお、原告らは、本件凶器の刃先が応接室から出ていることを認識することができたのであるから、被告 S が応接室から突然出てきたわけではないと主張する。

しかし、台所にいた原告 A が応接室から本件凶器の刃先を認識したとしても、けん銃を手にしていた津谷弁護士を制止させることに集中して、被告 S の動静を見失うことになった S 警部補らがこれを認識していたと認めるに足りる的確な証拠はないし、認識できなかったことについて過失があったということもできない。したがって、少なくとも S 警部補らは被告 S が応接室から突然出てきたと認識したものと認めるのが相当である。

(5) 一連の対応についての評価

原告らが主張する S 警部補らの個々の不法行為については、これが認められ

ないことは上記のとおりであるが、原告らはこれらを一連一体のものとして評価することを主張するものとも解され、時間的密接性、連続性に照らすと、一連の行為と捉え、違法性を判断することには一応の合理性があるともいえる。

事後的に見ると、現場でのS警部補及びK巡査部長の対応の当否については検討の余地があるものといわざるを得ない。しかし、これはS警部補ら個々の警察官に起因するものではなく、本件検証結果が指摘するとおり、秋田県においては凶悪事件の発生が少なく、日頃から、本件のような突発的な事案に対応することができるだけの訓練や意識の涵養が十分でなかったことから、現場で適切に対応することができなかつたことによるものと考えるのが相当である。このことは、機動捜査隊の任務は「犯罪多発地域における機動捜査活動に関すること」、「重要事件の初動捜査活動に関すること」などであった（秋田県警察の組織に関する規則5条）にもかかわらず、機動捜査隊での勤務が3回目であり、班長の地位にあったS警部補が、普段から、耐刃防護衣をスポーツバッグに、警棒をアタッシュケースに収納して、捜査車両のトランクに積んでいたこと（証人S警部補調書3頁）からも窺えるところである。したがって、S警部補らの現場での対応を一連の行為として総合評価したとしても、やはり、個々の警察官であるS警部補らの不法行為を認めることは相当でないというべきである。

なお、原告らは、通信指令室の対応と現場でのS警部補らの対応には連続性があり、これらを一連一体のものとして違法性を主張するものとも解される。通信指令室からの無線指令の内容が異なるものであったならば、現場でのS警部補らの対応も異なるものになっていた可能性を否定することはできないものの、通信指令室が本件110番通報を受理したのは午前4時5分25秒のことであり、無線指令は午前4時6分18秒であり、S警部補らの現場到着は午前4時10分32秒頃であり、被告Sが現行犯逮捕されたのが午前4時12分57秒頃のことであって、このような経過や時間、緊急事案であり、通信指令

室やS警部補らは迅速な対応が求められていたことに照らすと、やはりS警部補らの不法行為の成立までは認めることができないところである。

(6) 争点についての結論

以上によれば現場でのS警部補及びK巡査部長の対応について、不法行為の成立は認められないから、これを理由とする損害賠償請求には理由がない。

3 争点3（県警の権限不行使の違法性）について

(1) 原告らは、県警の権限不行使は違法であると主張して、被告県に対し、損害賠償を求めている。

警察法2条1項は「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする。」と定め、警職法5条は「警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、また、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。」としている。同条に基づく権限は、上記責務を達成するために警察官に与えられた権限であると解されるが、この権限を発動するかどうか、発動するとしてもどのような内容の警察権を発動するかについては、警察官に一定の裁量を与えられている。しかし、犯罪の予防、鎮圧及び捜査等公共の安全と秩序の維持に当たることが警察の責務であることからすると、①犯罪等の加害行為、特に国民の生命、身体等に対する加害行為が正に行われ又は行われる具体的な危険が切迫しており、②警察官においてそのような状況であることを知り又は容易に知ることができ、③警察官が上記危険除去のための警察権を行使することによって加害行為の結果を回避することが可能であり、かつ、④その行使が容易であるような場合においては、警察官は上記危険除去のための警察権を行使することにつき職務上の義務が生じることもあり得るものと解するのが相当である。そして、警察官が上記職務上

の作為義務に違背して警察権を行使しなかったことにより、犯罪行為等の招来を防止できず、国民の生命、身体等に被害を生じさせたような場合には、上記警察権の不行使が国家賠償法1条1項との関係において違法な公権力の行使に該当し、損害賠償責任を負う場合もあり得るものというべきである。

原告らも、上記の理解を前提に、本件被害者宅に臨場した警察官や、本件110番通報を受けた通信指令室が職務上の作為義務に違反したと主張するので、以下、これらについて検討する。

(2) 臨場したS警部補らについて

S警部補らが本件被害者宅に臨場した際、被告Sはけん銃や本件凶器を持参して侵入しており、現にけん銃の引き金を引いていたのであるから、津谷弁護士の生命、身体に対する具体的な危険が切迫しており、また、本件110番通報の内容や無線指令の内容によれば、S警部補らはこの危険を認識することができたものと認められる。

しかし、S警部補らが現場に到着したのは午前4時10分32秒頃であり、被告Sが現行犯逮捕されたのが午前4時12分57秒頃であって、被告Sによる刺突行為はおよそ2分25秒の間（降車してから本件被害者宅に立ち入るまでの時間を含む。）で遂行されたものである。そして、前述のとおり、事後的に見れば、S警部補らの現場での対応の当否については検討の余地があるものの、当時の状況等に照らすと、これを違法とまではいうことができないのである。

したがって、S警部補らが警察権を行使して津谷弁護士の死亡という結果を回避することは必ずしも容易なことであったとはいふことはできないから、この点において作為義務違反を認めることはできない。

(3) 通信指令室のI警部補について

ア 原告Aが本件110番通報をした時点において、被告Sは本件被害者宅にけん銃や本件凶器を持参して侵入していたのであり、本件110番通報の

内容に照らすと、通信指令室のI警部補が本件110番通報を受理した時点において、津谷弁護士生命、身体に対する具体的な危険が切迫しており、I警部補もこれを認識することができたものと認められる。原告らは、I警部補の作為義務違反として、①本件110番通報を真剣に聞くことなく、氏名や住所を繰り返し尋ねるなど、無駄な時間を費やしたこと、②凶器の有無及び種類、侵入者の人数や様子など、現場の状況に関する質問をしなかったこと、③原告Aに携帯電話を通話状態のままにしておくことを指示するなどして正確な状況を把握しようとしなかったことを主張する。

イ ①本件110番通報を真剣に聞かなかった作為義務違反について

110番通報を受理した者がこれを真摯に聴取、対応すべきことは当然のことであるところ、本件110番通報を受けたI警部補が、警察官を確実にかつ迅速に現場に臨場させるため、その住所等を正確に聴取しようとして、繰り返し確認することは不合理なことではないし、落ち着きを失っている通報者からできるだけ現場の状況を聞き出すため、ゆっくりと質問し、確認することについても、同様である。原告Aは、本件110番通報において、冒頭で住所と津谷弁護士の氏名を伝え、侵入者が来て、弁護士である夫を殺すなどと言っている旨を伝えたにもかかわらず、I警部補は住所、氏名を繰り返し尋ね、用件も聴き直すなどしたため、「のんびりした口ぶり」と受け取り、「かっとなって、携帯電話を切った」こと（訴状5頁）は、警察官に一刻も早く臨場してもらいたい原告Aの心境に照らすと理解できないではないものの、このことをもってI警部補が本件110番通報に真摯に対応していなかったと認めることはできない。したがって、原告ら主張の作為義務違反は認められない。なお、本件110番通報は午前4時5分25秒から午前4時6分48秒までの1分23秒間のものであったが、この時間の長さによって、上記の結論が左右されるものではない。

ウ ②現場の状況に関する質問をしなかった作為義務違反について

I 警部補は、原告Aから侵入者の人数や携帯する凶器の有無等について聴取することができれば、これを臨場する警察官に伝えることができ、佐藤刑事部長の平成22年11月10日の県議会での答弁（前記第2の2（8）イ）を踏まえると、S警部補らは侵入者が凶器を携帯しているという情報があれば、警棒を携帯していたものと認められる。また、「警察にとって初動は生命線であり、重大な事案発生直後における迅速的確な警察活動は、被害拡大の防止、犯人の確保等の警察目的のため欠かせないもの」であり、初動警察の要である通信指令は、迅速的確な初動警察活動のため、広範囲で活動する多数の警察職員の総合的、一元的な集中運用を図ることをその責務としている（「初動警察刷新強化のための指針」甲35）から、被害拡大の防止等を目的とする初動警察活動において通信指令室の役割が重要であることも、原告らが指摘するとおりである。

しかし、通報者である原告Aは、被告Sがいる部屋の隣室から通報しており、被告Sと津谷弁護士が対峙している状況を目の前にしていたわけではないから、原告Aは凶器の有無や侵入者の人数等について把握しておらず、これを通報することができる客観的な状況にはなかった。また、本件110番通報において原告Aが「誰か来てます。私、自分の部屋にいますけど」、「（旦那さんは家にいないんですかの質問に対し）わかりません。何となっているか」と答えていたことに照らすと、I警部補も、原告Aが凶器の有無や侵入者の人数を把握していないものと認識していたことが推認され、これを覆すに足りる証拠はない。なお、I警部補が原告Aから現場のより具体的な状況を聴取、確認するとなれば、原告Aが侵入者と対峙して、原告Aにも危害が及ぶおそれがあり、かえって侵入者を刺激することにもなりかねないから、I警部補が原告Aに対し侵入者の人数や凶器の有無について確認を求めなかったことは相応の判断である。このほか、本件100番通報を受けて、T巡査部長は無線指令で「弁護士を殺すなどと話している」と伝えており、時

間帯等にも照らすと、受信者は侵入者が凶器を携帯している可能性や複数犯による犯行の可能性を予想することができたことを考慮すると、I警部補が原告Aに対して凶器の有無や侵入者の人数等を尋ねることは容易なことであって、これにより結果を回避することができたとは認められない。したがって、この点において作為義務違反は認められない。

エ ③通報を継続させる作為義務違反について

原告Aの携帯電話を通話状態のままにし、又は通信指令室から原告Aに連絡することにより、原告Aから現場の情報を連絡してもらうことは、上記のとおり、原告Aは隣室にいて現場の状況を見ていたわけではなく、侵入者を刺激して、津谷弁護士のみならず原告Aにも危害が及ぶおそれがあったことを考慮すると、容易なことであったとはいえないし、これによって結果を回避することができたとも認められない。したがって、この点において作為義務違反は認められない。

(4) 通信指令室のT巡查部長について

ア 連絡すべき情報の不足について

(ア)原告らは、T巡查部長が、現場に臨場する警察官に対し、不法侵入者による殺害行為が行われようとしている緊迫した事態であることや、侵入者の人数や凶器の有無が不明であることなどを伝えなかったことは、作為義務違反に当たると主張する。

(イ)S警部補は、検察官に対し、本件被害者宅に向かった時点において、「本件被害者宅に不審者が来ていることは認識していたが、傍受した指令において、家の中に侵入しているとまでは言われなかったので、家の中に侵入しているとは想定していなかった」と供述しており(甲147)、S警部補やK巡查部長の状況認識に問題があったことは既に述べたとおりである。

しかしながら、証拠(甲5の2, 6, 証人S警部補, 証人K巡查部長, 証人T巡查部長)及び弁論の全趣旨によれば、T巡查部長は、喚起音を2回鳴

らした上で、「津谷弁護士を殺すなどと話している」と伝えたこと、喚起音を2回鳴らすのは緊急事案であることを示す合図であることが認められ、通報の時間帯等も考慮すると、T巡査部長の無線指令の内容は、通常、これを受けた者において、侵入者が凶器を携帯し、殺害行為に及ぶおそれがある緊急事案であることを認識することができたものと認められる。

(ウ) なお、T巡査部長は、原告Aが「侵入者」と話していたにもかかわらず、「津谷弁護士を訪ねてきた者」と、侵入者が「殺す」と言っているにもかかわらず、「喧嘩口論の110番通報」と伝えている。

しかしながら、T巡査部長が無線指令を発したのは午前4時6分18秒のことであり、110番通報であること、「弁護士を殺す」と話していることを伝えていることに照らすと、この時間帯に訪ねてきた者が単なる「訪問者」というべき存在でないことは、指令を受けた者において、容易に予測できるところである。また、上記のとおりT巡査部長は「弁護士を殺す」と伝えていることから、殺人事件に発展する可能性があり、緊急事案であることを認識することができたことに照らすと、「喧嘩口論」と伝えたことにより、指令を受けた者の認識が大きく変わるものではない。

(エ) このほか、I警部補が本件110番通報を受信したのが午前4時5分25秒であり、T巡査部長が無線指令を発したのは本件110番通報中の午前4時6分18秒のことであって、指令の緊急性、迅速性に照らすと、そもそもT巡査部長が原告Aの話した内容をそのまま伝えることには一定の限界があった上、原告Aも本件110番通報において「誰かが来てます。侵入者が」、「誰か来てます」と話していたこと（前記第2の2（4））などを考慮すると、T巡査部長は、本件110番通報の内容を踏まえて、必要最小限度の範囲にとどまるものの、伝えるべき情報をS警部補らに伝えていたものと認められる。

したがって、侵入者の人数や凶器の有無が不明であるといった情報も伝え

ておくことが望ましかったとしても、これを伝えなかったことについて作為義務違反を認めることはできない。

イ 注意喚起の不足について

(ア) 原告らは、T 巡査部長が、現場に駆け付ける警察官らに対し、警棒、無線機の携帯や耐刃防護衣等の着装といった万全の装備を命じ、現場を制圧するための最善の指示を行わなかったことは、作為義務違反であると主張する。

(イ) T 巡査部長は、侵入者が凶器を携帯している事実を認識していたのであれば、このことを臨場する警察官に伝えるべきであったといえるものの、T 巡査部長は凶器の有無を含め現場の状況について具体的には把握していなかったのであるから、伝えるにしても、その内容には自ずと限界があったところである。また、当時、警棒、耐刃防護衣等の装備資機材を携帯、着装するか否かは現場の警察官の判断に委ねられており、T 巡査部長の無線指令の内容も、殺人事件に発展する可能性があることや、凶器を携帯し、侵入者が複数である可能性を認識することができたものであった。

このほか、前述のとおり、S 警部補らが警棒を携帯し、耐刃防護衣を着装していたとしても、津谷弁護士死亡という結果を回避することができたとは認められないことを考慮すると、T 巡査部長は装備資機材の着装等についての注意喚起に努めることが望ましかったとしても、このような注意喚起をしなかったことについて作為義務違反を認めることはできない。

(5) 通信司令室の態勢等について

ア 原告らは、本件 110 番通報を受理した時点で、通信指令室は重要事件の受理中であることを示す赤色の着信表示灯を点灯すべきであったし、3 人態勢であったのであるから、受理者の I 警部補と司令官の T 巡査部長だけで対応することなく、席を離れていた総合司令官を呼び戻すべきであったところ、これを怠ったと主張する。

イ 当時の通信指令室は15人の警察官が5人ごとの三班編制で三交替の午前8時30分から翌日の午前8時30分までの勤務態勢であり（前記第2の2（5）），総合司令官が離席していた理由も明確でない。しかしながら，本件110番通報は午前4時5分25秒に受理されて，午前4時6分48秒に終えている上，T巡查部長は本件110番通報中の午前4時6分18秒に指令を発している。そして，T巡查部長による指令の内容を考慮すると，赤色の着信表示灯を点灯し，また，総合司令官を呼び戻したとしても，S警部補らへの指令の内容が異なるものとなり，これによって結果が回避されたとはまでは認めることができず，他にこれを認めるに足りる証拠はない。

ウ また，本件110番通報時，総合司令官が席を外していたことから，受理者であるI警部補が総合司令官に代わり副司令官として指揮監督する立場にあって（証人T巡查部長），受理者と総合司令官を兼ねていた。しかし，「警察通信指令に関する規則」（甲87）5条1項は「通信指令室においては，常に，警察通信指令に関する適切な指揮の能力を有すると認められる幹部の指揮の下に警察通信指令が行われなければならない。」と定めているところ，I警部補が「初動警察活動の重要性と指揮官としての自身の役割を認識し，司令塔としての警察通信指令としての役割を組織として発揮させることのできる見識や判断力」（甲91，92）を有しない者と認めるに足りる証拠はない。そして，総合司令官が在席していれば，客観的な見地から指示をして，聴取内容や指令内容も異なるものになっていた可能性を否定することはできないとしても，前述のとおりT巡查部長は必要最小限度の情報を連絡しているから，受理者と副司令官を兼ねていたことによって無線指令が適切に行われなかったとはまでは認めることができない。

エ このほか，本件110番通報を受理した後，総合司令官を呼び，機捜6が現場に到着した後ではあるが，通信指令室に戻ってきたこと（証人T巡查部長）を考慮すると，原告ら主張の作為義務違反は認められない。

(6) 県警の態勢について

原告らは、個々の警察官の対応のみならず、県警の態勢をも問題とするものと解される。

本件検証結果においても、①突発的な事案に対応できる訓練が日頃から十分に行われていなかったこと、②装備資機材の着装について、現場の個々の局面ごとに当該警察官の判断に委ねていたこと、③通信指令についても具体的な訓練が十分に行われていなかったことなど、県警において改善すべき点があったことは指摘されている。

県警は、県民からその生命、身体、財産を守ることが期待され、信頼されているのであるから、常日頃から、これに応えることができるように準備しておく責務があったところ、本件検証結果等を踏まえると、これが果たされていたとまでは評することができない。しかし、この責務の内容は一般的、抽象的なものであって、必ずしも一義的なものでないし、また、一時的な権限行使でその目的を達することができるものではない上、前述のとおり、本来的に権限の行使には一定の裁量が認められるのであるから、権限不行使による損害賠償責任を基礎付けるためには、津谷弁護士生命、身体に対する具体的な危険が切迫しており、これを認識することができたにもかかわらず、権限を行使しなかったことが要件となるところ、上記の責務を前提とするも、これを認めることができないのである。したがって、本件検証結果が指摘するとおり県警には改善しておくべきであった課題があり、これが本件の背景事情となったことについて、権限不行使による損害賠償責任を基礎付ける作為義務違反を認めることはできない。

(7) 争点についての結論

以上のとおり、原告らが主張する県警の作為義務違反は認められない。なお、原告らが主張するとおり、通信指令室の対応と現場でのS警部補らの対応には連続性があり、これらを一連一体のものとして権限不行使の違法性を判断する

ことに一応の合理性があるとしても、なお（１）で述べた要件を充たすものではないから、結論が異なるものではない。したがって、県警の権限不行使を理由とする損害賠償請求には理由がない。

4 争点4（県警の捜査の違法性）について

（１）捜査の違法を理由とする不法行為の成否について

原告らは、県警はS警部補らが被告Sによる殺人行為を手助けしたことによる自らの責任を回避するため、捜査を尽くすことなく、真相を隠ぺいしたから、不法行為が成立すると主張する。

犯罪捜査は、事実関係を解明して、犯人を検挙し、適切な刑罰権を行使することによって、将来の犯罪の発生を予防するという公益を図るためのものであり、犯罪捜査に伴って犯罪による被害が回復されたり、将来の同種の犯罪が防止されたりすることによって犯罪の被害者等の特定の私人が受ける利益は、基本的には公益を図る過程で実現される事実上の利益である。したがって、適正な犯罪捜査が行われなかったとしても、犯罪の被害者等との関係において不法行為が成立するものではないが、捜査機関が自らへの責任追及を免れるために意図的に本来行うべき捜査をしなかったといった事情が認められるときには、不法行為が成立することもあり得ると解するのが相当である。

（２）県警が真相を明らかにせず、隠ぺいしたとの主張について

ア 原告らは、県警が真相を明らかにしていないことの根拠として、①S警部補らが本件被害者宅の台所に立ち入った際、津谷弁護士と原告Aが被告Sの腕を掴んでいたにもかかわらず、このときの状況を明らかにしなかったこと、②津谷弁護士が刺突されたときの状況を明らかにしなかったことを主張する。

イ ①の臨場したときの状況について

原告Aは、S警部補が台所に立ち入った際、台所にいたと明確に供述するのに対し、S警部補及びK巡查部長は「見なかった」、「気づかなかった」

と供述するにとどまり、台所にいなかったと明言しているわけでもないから、原告Aは台所にいたものと認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

しかし、前述のとおり、S警部補が立ち入った際、台所において原告Aと津谷弁護士が被告Sの腕を掴んでいたとしても、客観的に見て被告Sが制圧された状態にあったとは認められないから、S警部補らが制圧された状態の被告Sを解放したとか自由にしたと認めることはできない。そうすると、津谷弁護士及び原告Aが被告Sの腕を掴んでいたとしても、このことによって直ちに県警の責任が基礎付けられることにはならない。

そして、県警の認識はS警部補らの供述に基づくものであるところ、この点に係るS警部補らの供述が虚偽であることが明らかであるとか、県警がこの点についてS警部補らに虚偽の供述をさせたと認めるに足りる証拠もない。

これらの事情に照らすと、県警が、原告Aが台所にいたときの状況を明らかにしないことをもって、自己の責任を回避するために真相を隠ぺいしたとまでは認めることができない。

ウ ②の刺突の状況について

原告らは、津谷弁護士がS警部補及びK巡查部長に腕を掴まれた状態で刺突されたと主張するが、このような態様を認めるに足りる証拠がないことは前述のとおりである。

そして、原告Aは津谷弁護士が刺突された場面を目撃しておらず、S警部補らが刺突された場面を目撃していたと認めるに足りる証拠もない。被告Sの供述する態様が認められないことも前述のとおりであり、他に刺突の状況を目撃した者はおらず、刺突の態様を認定するに足りる客観的な証拠の存在も特に見受けられない。

これらの事情に照らすと、県警の捜査の結果、津谷弁護士が刺突された具体的な状況は詳らかになっていないとまではいえないとしても、このことをも

って県警が自己の責任を回避するために真相を隠ぺいしたとまでは認められない。

(3) 捜査が適正でないとの主張について

ア 原告らは、①県警が原告Aに対する殺人未遂の捜査を行わなかったこと、②S警部補らに対する処分をしなかったことを指摘して、県警による捜査は適正でなかったと主張する。

イ ①の殺人未遂の捜査について

証拠(乙A8)及び弁論の全趣旨によれば、検察官は、被告Sに対し、原告Aに対しけん銃を向けた事実の有無等について確認していることが認められる。そして、原告Aの検察官に対する供述内容も、被告Sの態様は「(犯人は)俺は旦那とあんたを殺して、自分も死ぬつもりで来たと言った。」、「犯人は、その後、ピストルを津谷弁護士や原告Aの方に向けながら、『ちょっと来い』と言った」というものであった(甲150)。このほか、検察審査会が原告Aに対する殺人未遂事件を不起訴処分としたことは相当と判断したこと(甲165)を踏まえると、不起訴処分が著しく相当性を欠くものであったということはできないし、捜査を尽くしていれば、起訴して有罪立証するに足りるだけの証拠を収集することができたと認めるに足りる証拠もない。したがって、原告Aに対する殺人未遂の捜査が行われなかったとか、これが著しく不十分なものであったとまでは認めることができないから、このことをもって捜査が適正でなかったということとはできない。

ウ ②のS警部補らの処分について

事後的に見て現場でのS警部補らの対応に問題がなかったとはいえないことは既に述べたとおりであるが、当時の状況に照らし、S警察官らを懲戒処分に付するのが相当というべき事由があったことを認めるに足りる証拠はない。したがって、S警部補らを処分しなかったことを根拠に、捜査が適正でなかったということもできない。なお、秋田地方検察庁は、告発された業

務上過失致死事件について、S警部補らを嫌疑不十分により不起訴処分としているが、このことをもって県警の捜査が適正に行われなかったということもできない。

(4) 証拠隠滅行為の主張について

原告らは、次の点を指摘して、県警が証拠隠滅行為をした旨主張する。

ア 原告らは、県警は証拠物である本件凶器を移動させて、犯行場所を特定させないなど、証拠隠滅行為をしたと主張する。

確かに、県警の警察官は、現行犯逮捕の直後に、けん銃及び本件凶器を移動させている（甲112ないし114）。犯行の状況を明らかにするため、犯行現場の状態をそのまま保存して、速やかに現場検証を終えるべきことは、適正な犯罪捜査を遂行する上で必要不可欠である。犯行現場に残された証拠物についても、これを現状のままにしておくとならば新たな被害が発生する危険があるといった事情があればともかく、そうでなければ、移動させる必要性、相当性はないといえる。特に、本件で用いられたけん銃及び本件凶器には血痕が付着していたのであるから、これを移動させることによって、現場に新たに血痕を残すことになりかねず、犯行場所の特定に支障が生じることになる。また、県警の警察官は、けん銃及び本件凶器を移動させて、被告Sの立会いのもと写真撮影をしているが（甲112、113）、現場検証を終えていない段階で、現場の状況を変更してまで、上記のような写真撮影を行うべき合理的な理由も認めがたい。このほか、午前4時12分に被告Sを現行犯逮捕したにもかかわらず、直ちに連行することなく、午前4時35分までの23分間、靴を履いたままの状態で行方不明者を移動させたこと（甲158）を考慮すると、けん銃及び本件凶器を移動させたことを含む県警の警察官による現場保存は不適切なものであったといわざるを得ない。

しかし、県警の警察官がけん銃及び本件凶器を移動させたのは、現行犯逮捕の直後のことであり、実際に、被疑者立会いのもと、けん銃及び本件凶器

の状況を写真撮影している。このような移動時期等に照らすと、県警の警察官が真相を隠ぺいし、捜査を混乱させる目的や意図のもと、これを移動させたとは認められない。したがって、けん銃及び本件凶器を移動させたことをもって、県警に真相を隠ぺいする目的があったということとはできない。

イ また、原告らは、ブルーシートを敷く必要もないのに、これを敷き、しかも同シートの下に血痕を採取しなかったことを指摘する。

確かに、県警の警察官は、血痕が存在していたにもかかわらず、その上にブルーシートを敷いている。当該血痕については採取等が行われておらず、これが事案の解明に関連しないものであることが明らかであったといえないう上、ブルーシートを敷くことによって当該血痕を毀損するおそれもあったから、当該措置の当否については検討の余地がある。

しかし、ブルーシートを敷いたのは、現場検証を終えて、S警部補らを立会人とする実況見分が行われた平成22年11月8日のことと認められ、これを覆すに足りる証拠はない。そして、県議会での答弁において、西川本部長はブルーシートの下に血痕があったことを自ら明らかにしている（甲16）。これらの事情に照らすと、血痕の上にブルーシートを敷いたことをもって、県警に真相を隠ぺいする目的、意図があったとは認められない。

なお、県警は、同年11月10日、本件被害者宅の血痕を拭き取るなどしているが、これは鑑識資料の採取が終了したことに伴う還元措置に基づくものと認められ、これを覆すに足りる証拠もないから、このことをもって真相を隠ぺいする目的があったということとはできない。

(5) 供述調書の差し替えがあったとの主張について

原告らは、県警がH巡査部長に原告Aの警察官面前調書（甲149）の一部を差し替えさせたと主張する。

原告らは、供述調書の各頁に原告Aの押印がないことを指摘するが、原告Aは被疑者ではなく参考人であったことに照らすと、供述調書の各頁に供述者で

ある原告Aの押印がなかったとしても、このことをもって、供述調書の一部が差し替えられたと推認することはできない。また、原告らは、供述調書には「Sは警察官が夫の方に行っている間に応接室の方に行き、刃物を持って、廊下に出てきたのです」などと原告Aが目撃していない事実が記載されていると主張するが、本件訴訟において、原告Aは、津谷弁護士は警察官に両腕を掴まれていた、応接室から本件凶器の刃先が出ていたのを台所から確認できたなどと供述していることに照らすと、上記の記載内容は必ずしも原告Aの認識内容と齟齬するものとはまではいえないから、上記の記載をもって供述調書の一部が差し替えられたと認めることはできない。したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

(6) 原告Aの供述を捜査の基礎としなかったとの主張について

ア 原告らは、原告Aは事件現場にいたにもかかわらず、①県警は平成22年11月19日まで原告Aを立会人とする実況見分を実施せず、②検察官が原告Aの供述を踏まえて被告Sを起訴することなく、公判においても原告Aの供述を証拠請求しなかったことを指摘する。

イ ①の実況見分について

S警部補及びK巡查部長を立会人とする現場での実況見分は平成22年11月8日に行われたのに対し、原告Aを立会人とする現場での実況見分は同月19日に行われて、その実況見分調書は、起訴後の同月26日に作成されている。

しかし、原告Aを立会人とする検証は同月4日午後2時30分から午後5時40分までと翌5日午前9時18分から午後0時30分までの間、実施されていた上(甲115)、同月7日から同月9日にかけて津谷弁護士の葬儀等が執り行われていた。そして、証拠(文章中に記載したもの)及び弁論の全趣旨によれば、原告Aは、同月11日に津谷弁護士の事務所で行われた県警による説明に、心労が重なって体調不良のため、出席することができなかつた。

ったこと（甲106，原告A本人），同日，小森刑事官が「奥様のほうの実況見分とかの関係で奥さんにはお願いするかもしれませんが。」と述べたところ，原告Cは「お母さんが都合よかったらうちのほうから連絡してもいいんですよ。」と述べ，これに対し，小森刑事官が「具合よくなって来た，体調がよくなって来ましたというのを話してもらえれば，そちらのほうから大分回復しましたというふうな連絡は入ります。あとそれから私に連絡していただいても結構ですし」と答えていたこと（甲172・36頁）が認められる。このほか，同月13日には検察官による事情聴取が行われたこと，同月19日の実況見分には検察官も立ち会っていたこと（甲106）を考慮すると，県警は，原告Aを立会人とする現場での実況見分の必要性を認めていたものの，原告Aの体調や日程等に配慮して実施を見合わせていたと認められるから，原告Aを立会人とする実況見分の実施が同月19日になったことには合理的な理由があるというべきであり，このことを根拠に県警に真相を隠ぺいする目的，意図があったということはできない。

ウ ②の刑事公判事件での証拠請求について

検察官は，平成22年11月13日に原告Aから事情聴取をし，同月19日に実施された実況見分にも立ち会い，同月21日にも事情聴取をして供述調書を作成しているのであって，これらにはいずれも秋田弁護士会の被害者支援として同会所属の弁護士が原告Aに付き添っていたことに照らすと，原告Aを立会人とする実況見分調書の作成が起訴後の同月26日であったとしても，検察官は原告Aの供述も考慮して起訴したものと認められる。そして，原告Aは津谷弁護士が刺突された場面を目撃しておらず，被告Sの供述も信用しがたいものであった以上，現場にいたS警部補らの供述をもとに捜査を進めていくことは合理的なことである。したがって，検察官が，S警部補らの供述により被告Sの有罪立証ができるものと考え，刑事公判事件において原告Aの供述を罪体立証のために証拠請求しなかったことは特に不合

理なことではないから、これを根拠に県警に真相を隠ぺいする目的があった
ということとはできない。

(7) S 警部補らに虚偽の証言をさせたとの主張について

ア 前記前提となる事実(第2の2(9))のとおり、S 警部補らは刑事公
判事件において証人として証言している。原告らは、県警はS 警部補らに次
のとおり虚偽の証言をさせたと主張する。

イ まず、原告らは「K 巡査部長がS 警部補に10数秒遅れて台所に上がり
込んだ」と偽証したと主張する。

しかしながら、S 警部補らの刑事公判事件での証人尋問調書(甲64の1,
65の1)によれば、S 警部補らが「K 巡査部長がS 警部補に10数秒遅れ
て台所に入った」などと証言した事実は認められない。検察官が刑事公判で
証拠請求したものの、弁護人の不同意の意見により撤回したS 警部補及びK
巡査部長の検察官に対する供述調書(甲147, 148, 46の1)におい
ても、そのような供述があったことは認められない。したがって、原告ら主
張の上記の事実は認められない。

なお、K 巡査部長は、本件訴訟の証人尋問において、「S 警部補に10秒
くらい遅れて勝手口から入った」旨証言している(証人K 巡査部長調書4
頁)。しかし、K 巡査部長がこれまで同旨の供述をしていたことを認めるに
足りる客観的な証拠はない。そして、佐藤刑事部長は平成22年12月9日
の県議会で同旨の答弁をしているものの、それは「10秒ないし12秒くら
いだと思うのですが、遅れて2人目が臨場した」というものであって(前記
第2の2(8)イ)、その根拠も明確でないから、憶測の域を超えるもので
はないと解するのが相当である。このほか、小森刑事官は、同年11月11
日、「若干の2, 3秒のタイムラグがあります」と説明していたこと(甲1
72)に照らすと、上記証言の信用性について疑問を抱かざるを得ないこと
は明らかであるから、K 巡査部長の本件訴訟における上記証言は、県警によ

る捜査が適正に行われなかったことはもとより、県警に真実を隠ぺい目的、意図があったことを推認させるものにも足り得ないものである。

イ また、原告らは「被告Sと津谷弁護士がもみ合っており、現場に原告Aはいなかった」と虚偽の証言をしたと主張する。

しかしながら、S警部補の刑事公判での証人尋問調書（甲64の1）によれば、S警部補は「奥の廊下で男が2人向き合って立った状態をつかみ合っていました」と証言していたことは認められるものの、「現場に原告Aはいなかった」と証言していた事実は認められない。K巡査部長についても同様である（甲65の1）。なお、S警部補は、検察官に対する平成22年11月21日付け供述調書（甲147）において、「台所の中に通報者の津谷Aさんがいたのではありませんか。」との問いに対し、「私は、勝手口を開けたときに、廊下で組み合っていた2人に目がいきましましたので、台所に通報者である奥さんがいたのかもしれませんが、私自身は、人がいたかどうかについては認識しませんでした。」と答えたことや、K巡査部長は検察官に対する同日付け供述調書（甲148）において、「台所に、通報者の津谷Aさんがいたのではありませんか。」との問いに対し、「私の認識では、入った部屋にはだれもいなかったと思います。」と答えたことが認められるものの、検察官は刑事公判事件においてこれらの供述調書の証拠請求を撤回している（甲46の1）。したがって、原告ら主張の上記事実は認められない。

ウ また、原告らは「応接間の暗闇から、被告Sは、突然、本件凶器の刃先を前にして飛び出してきた」、「被告SがS警部補に向かって本件凶器の先を向けてきたので、S警部補は『体裁き』をした。」と虚偽の証言をしたと主張する。

S警部補の刑事公判事件における証人尋問調書（甲64の1・5頁，19頁）によれば、S警部補は「中から被告人がやりのような柄の長い鋭い刃物を両手で持って、刃先を私のほうに向けて飛び出してきました。それで、私

はとっさに左後方に飛びのいて身をかわしました。」と証言していたこと、また、K 巡査部長の刑事公判事件における証人尋問調書（甲 6 5 の 1・5 頁以下）によれば、「S 警部補は応接間の入り口付近におりました。その瞬間に、S 警部補が左の後ろのほうに跳びはねるようによけました。そうしたところ、被告 S が応接間から飛び出してきました。」、「低い姿勢で、やりのような刃物を持って突進してきました。」と証言していることが、それぞれ認められる。しかし、前述のとおり、S 警部補らは被告 S が応接室に入ってしまったことにより、その動静を見失うことになったのであり、また、被告 S が応接室から本件凶器を手にして出てくることを具体的に予見できる客観的な状況があったとは認められず、原告 A が応接室から出ていた刃先を認識していたとしても、S 警部補らがこれを認識していたとは認められないことに照らすと、上記の証言が事実と反するものであるとは認められない。原告らの主張は、被告 S が応接室から出てきたとき、津谷弁護士が S 警部補らに腕を掴まれていた状態であったことや、応接室から本件凶器の刃先が出ていたことを認識できたことを前提にするものと解されるが、これらの前提事実を認めるに足りる証拠がないことは既に述べたとおりである。

したがって、原告ら上記主張する虚偽の証言の事実とは認められない。

エ さらに、原告らは、「被告 S と津谷弁護士と一緒に寝室になだれ込み、津谷弁護士が被告 S に覆いかぶさるように倒れ込み、この過程で津谷弁護士は刺された」と虚偽の証言をしたと主張する。

しかしながら、S 警部補の刑事公判事件における証人尋問調書（甲 6 4 の 1・7 頁、23 頁）によれば、S 警部補は「被告 S と津谷弁護士と一緒に寝室になだれ込んだ」旨証言していたことが認められるものの、「（覆いかぶさるように倒れ込む）過程で津谷弁護士は刺された」と証言していた事実とは認められない。また、K 巡査部長の刑事公判における証人尋問調書（甲 6 5 の 1・10 頁）によれば、「被告 S と津谷弁護士が寝室に入っていた」と証言

していたことが認められるものの、「（覆いかぶさるように倒れ込む）過程で津谷弁護士が刺された」と証言していた事実は認められない。なお、S警部補らの検察官に対する供述調書においても同様である。

そして、原告Aは「全員がすごい勢いで主人の寝室に入っていくのを台所から目撃した」と供述していること（甲11の1）に照らすと、「被告Sと津谷弁護士が寝室になだれ込んだ」ことが虚偽であるとまでは認められない。

したがって、原告らが上記主張する虚偽の証言の事実は認められない。

オ なお、警察官が職務を遂行するに際し知り得た事実を裁判所において証言することは、国民が等しく負担している証言義務に基づくものであり、警察官の一般的職務権限に基づくものではないから、証言は国家賠償法1条1項の「公権力の行使」に当たらず、これを理由に同項に基づく損害賠償責任が生じるものではない。もっとも、警察官が虚偽の証言をし、これが県警による指示命令に基づくものであれば、この指示命令をもって「公権力の行使」に当たると解する余地はあるところ、上記のとおり、そもそもS警部補らが虚偽の証言をしたとまでは認められないし、仮にこの点を置くとしても、県警が虚偽の証言を指示命令したと認めるに足りる証拠はないから、いずれにしても県警に同項の損害賠償責任が生じるものではない。

（8）争点についての結論

以上によれば、県警の捜査が違法であると認めるに足りる証拠はないから、この点に係る損害賠償請求には理由がない。

なお、前述のとおり、事件直後、S警部補らは無線指令を傍受した場所について「秋田市泉北三丁目地内」としていたところ、後日、「秋田市泉北六丁目3番地内、秋操近隣公園先」に訂正している。これは、訂正の合理的な理由も示されておらず、原告らが主張するとおり（原告ら準備書面（15）93頁以下）、平成22年11月10日の県議会で現場到着に時間を要している旨の追

及を受けたことなどが契機となって訂正されるに至ったものと推認されるが、「秋田市泉北三丁目地内」と「秋田市泉北六丁目3番地内，秋操近隣公園先」の位置関係（甲175，175）等にも照らすと，この訂正をもって県警に真相を隠ぺいする目的があることや，捜査が適正に行われなかったことを認めることはできない。

5 争点5（県警による虚偽説明の有無及び違法性）について

（1）捜査機関による情報提供と不法行為の成否について

原告らは，県警が原告らに対する説明や県議会での答弁等において，虚偽の説明をしたことにより，精神的苦痛を受けたから，不法行為が成立すると主張する。

犯罪により生命，身体を侵害された者及びその家族，遺族（犯罪被害者。犯罪被害者等基本法2条2項参照）は，犯罪によってそれまでの平穏な生活を失うことになる。特に，犯罪現場に居合わせた犯罪被害者は，原告らが主張するとおり，自らが体験した恐怖や，ときに悔しさを抱きながら，生きていくことになる。それと同時に，犯罪被害者が，なぜ自分たちが犯罪に巻き込まれることになったのか，事件の状況，真相を知りたいと思うのは当然のことであるから，加害者の適正な処罰のみならず，これを知ることは平穏な生活を取り戻すための一助になるといえ，このことは犯罪被害者等基本法の目的（1条）や基本理念（3条）にも適うものである。しかし，犯罪被害者が事件の状況，真相を知ることができるのは，警察等の捜査機関の捜査によるところしかない。前述のとおり，犯罪捜査は，事実関係を解明して，犯人を検挙し，適切な刑罰権を行使することによって，将来の犯罪の発生を予防するという公益を図るためのものであり，犯罪捜査に伴って犯罪による被害が回復されたり，将来の同種の犯罪が防止されたりすることによって犯罪の被害者等の特定の私人が受ける利益は，基本的には公益を図る過程で実現される事実上の利益である。したがって，犯罪被害者が警察等の捜査機関に対し犯罪捜査の内容，結果を知る権

利を当然に有するものとはいえないとしても、捜査機関である警察による直接的な説明、情報提供のみならず、犯罪被害者等が間接的に知ることができる県議会等での説明、情報提供が、自らの責任を免れるために意図的に虚偽の内容を含むものであるといった事情が認められるときには、犯罪被害者の心情を害するものとして、不法行為が成立することもあり得るといふべきである。

(2) 平成22年11月11日及び同月25日の説明について

原告らは、県警が、平成22年11月11日及び同月25日、原告らに対し、「S警部補及びK巡查部長の認識としては現場に原告Aがいた認識がなかった」との虚偽の説明をしたと主張する。

しかしながら、S警部補が本件被害者宅の台所に入った際、原告Aは台所にいたものと認めるのが相当であることは既に述べたとおりであるところ、県警は、原告Aが台所にいなかったと説明したのではなく、原告Aを目撃していないとのS警部補らの認識内容を説明したにとどまり、S警部補らがこれと異なる内容を述べていたにもかかわらず、上記のとおり説明したと認めるに足りる証拠もない。

なお、上記の各説明は被害者支援の一環として実施されたものと認められる。被害者支援担当の小森刑事官は、同月11日、津谷弁護士の事務所を訪れ、事件発生から1週間しか経過しておらず、事案の真相や事実関係が明確になっているとはいえない状況にあったにもかかわらず、約1時間40分間にわたり、原告Bらの質問に丁寧に回答している(甲172)。また、同月25日、検察官は被告Sを起訴しているものの、刑事公判への影響を考慮すると、説明できる内容にも自ずと限界があったところ、佐藤刑事部長らは本件被害者宅を訪れ、事件について説明するとともに、「力不足であり、申し訳ない」などと謝罪の意を表している。さらに、同年12月3日には、西川本部長は、本件被害者宅を訪れ、原告Aらに対し、直接、「県警の力不足であり、誠に申し訳なく思っており、謝罪します」と伝えているのである(前記第2の2(8)ア)。

これらの事情を考慮すると、原告らの上記主張は採用することができないし、上記の各説明について違法性を認めることはできない。

(3) 平成22年11月10日の県議会教育公安委員会での説明について

ア 原告らは、県警は、S警部補らは、被告Sが応接室から本件凶器を構えている姿を認識することができたにもかかわらず、「真っ暗な中から突然出てきました」と虚偽の説明をしたと主張する。

しかしながら、前述のとおり、S警部補らはけん銃を持った津谷弁護士の腕を掴んでいたときに、被告Sが応接室に入って行ったことにより、その動静を見失っていたのであり、また、台所にいた原告Aが応接室から本件凶器の刃先が出ているのを目撃していたとしても、S警部補らがこれを認識することができる状況にあったとも認められないことなどに照らすと、「真っ暗な中から突然出てきました」との説明が、意図的な虚偽の説明であるとは認められない。

イ また、原告らは、S警部補が台所に立ち入った際、原告Aと津谷弁護士が2人で被告Sがけん銃を撃てないように掴まえていたにもかかわらず、「2人がもみ合っていた」と虚偽の説明をしたと主張する。

しかし、S警部補が勝手口から立ち入った際、客観的に見て被告Sが制圧された状態にあったとは認められないことは既に述べたとおりであり、その後、津谷弁護士と被告Sは廊下に移動しているのであるから、「2人がもみ合っていた」との説明が意図的な虚偽の説明であるとは認められない。

ウ また、原告らは、S警部補らが津谷弁護士の腕を離さなかったにもかかわらず、「警察官はすぐ手を離した」と虚偽の説明をしたと主張する。

しかし、原告らは、S警部補らが津谷弁護士や原告Aの「あっち」といった声を聞いたにもかかわらず、津谷弁護士の腕を掴み続けたと主張するところ、その後も必要以上に掴み続けた事実を認めるに足りる的確な証拠がない。そして、県警はS警部補らの供述に基づき説明したものと認められ、同

供述が信用するに足りないものであったことが明らかであったと認めるに足りる証拠もない。したがって、「すぐに手を離した」との説明が意図的な虚偽の説明であるとは認められない。

エ また、原告らは、「受傷事故防止の徹底について（通知）」（甲97）が発せられていたにもかかわらず、耐刃防護衣を着装させていなかったことについて、県警の落ち度を否定する弁解に終始したと主張する。

しかしながら、西川本部長は「装備不備等については反省すべき点がある」と、佐藤刑事部長も「今回は付けていくべき事案であった」と述べており、法的責任はともかく、県警に落ち度があったことを肯定する答弁をしていたのであるから、必ずしも落ち度を否定する弁解に終始していたわけではない。そして、「受傷事故防止の徹底について（通知）」は耐刃防護衣の着装を必ずしも徹底させるものではなく、当時、耐刃防護衣の着装については現場の警察官の判断に委ねられていたのである。また、平成23年1月に発せられた「耐刃防護衣及び防弾衣の着装基準について（例規）」（甲101）や、「警棒等の適正な使用及び取扱いの徹底について（通達）」（甲98）において、耐刃防護衣を着装することに改められたことに照らすと、県議会での説明は当時の運用に問題があったことを前提に、それまでの経緯等について説明したものと解される。したがって、当該説明をもって県警が意図的に虚偽の説明をしたとは認められない。

オ さらに、原告らは、原告Aの供述とS警部補らの供述を突き合わせることなどをしていないにもかかわらず、「どういう状況であったのか、きちっと確認する」などと、虚偽の説明をしたと主張する。

しかしながら、答弁が行われた平成22年11月10日は事件から1週間も経過しておらず、関係者からの事情聴取も含め、捜査は進行中であったと認められるところ、この時点において、県警に捜査を適正に遂行する意思がなかったと認めるに足りる証拠はない。そして、原告Aは津谷弁護士が刺殺

される場面を目撃しておらず、S警部補及びK巡查部長も同様であるから、この点において供述を突き合わしても、刺突の状況について供述が一致するものではない。また、S警部補が台所に立ち入った際に原告Aが台所にいたことなどについての供述内容等が一致しないまま、起訴に至ったとしても、このことをもって直ちに捜査が尽くされていないということとはできない。なお、検察官は、平成22年11月19日に行われた原告Aを立会人とする実況見分に立ち会うとともに、その前後の同月13日と同月21日に原告Aの事情聴取をしており、検察官が作成したS警部補の同日付け供述調書（甲147）によれば、検察官が台所に原告Aがいた事実について確認していたことが認められる。

したがって、「どういう状況であったのか、きちっと確認する」などとの説明が意図的な虚偽の説明ということとはできない。

カ 上記のとおり、原告らの主張はいずれも採用できないものである。なお、同月10日の県議会での答弁、説明は、事件から1週間も経過しておらず、事件の真相や事実関係が明らかになっているとはいえない状況の中で行われたものである。そして、県警としては、捜査が進行しており、刑事公判への影響も考慮せざるを得ず、また、事柄の性質上、そもそも県議会という場での説明に必ずしもなじむものではなく、説明には自ずと限界があったところ、西川本部長らは丁寧に答弁、説明していたものと認められる（甲12）。したがって、同日の答弁、説明の内容が客観的事実と齟齬する部分があったとしても、違法性までは認めることができないところである。

（4）平成22年12月9日の県議会教育公安委員会での説明について

ア 原告らは、S警部補らは原告Aと津谷弁護士が台所で被告Sを掴んでいたところを見ていたにもかかわらず、「2人の男性が」「廊下付近で」もみ合っていたと虚偽の説明をしたと主張する。

しかしながら、S警部補が勝手口から立ち入った時点において、客観的に

見て被告Sが制圧された状態にあったとは認められないことは既に述べたとおりであるから、「2人の男性がもみ合っていた」との説明が意図的な虚偽の説明であるとまでは認められない。そして、原告Aの供述によれば、S警部補が台所に立ち入ったとき、津谷弁護士らは台所にいたと認められるものの、その後、津谷弁護士と被告Sは廊下に移動しており、別紙3「本件被害者宅見取図」のとおり、勝手口のS警部補から見て、台所の奥に廊下があり、台所と廊下はつながっていたことに照らすと、「廊下付近」との説明が意図的な虚偽の説明であるとも認められない。

イ また、原告らは、「被疑者が突然、暗い応接室から刃物を向けて飛び出してきた」と虚偽の説明をしたと主張する。

しかし、前述のとおり、S警部補らは津谷弁護士の腕を掴んでいるときに、被告Sが応接室に入って行ったことにより、その動静を見失っていたのであり、また、応接室から本件凶器を持って出てくることを具体的に予見できる客観的な状況にあったとも認められないから、上記の説明が意図的な虚偽の説明であるとは認められない。

ウ さらに、原告らは、当初、「警察官2名が現場の家屋に順次入った」と説明していたところ、「2人目の警察官が10秒ないし12秒ほど遅れて入った」などと説明が二転三転したと主張する。

しかしながら、「警察官2名が現場の家屋に順次入った」との説明と「2人目の警察官が10秒ないし12秒ほど遅れて入った」との説明は必ずしも矛盾するものではない。

そして、S警部補は、本件被害者宅に到着後、降車して、門扉まで行ったところ、家の中から争う声が聞こえてきたことから、勝手口より立ち入ったと供述しており（証人S警部補調書3頁以下）、また、K巡查部長は、S巡查に連絡を指示するとともに、降車して、「外周や不審者がいないか確認して、勝手口から中に入った」と供述している（証人K巡查部長調書4頁）と

ころ、K 巡査部長が S 警部補と二手に分かれて現場の様子を確認すること自体は合理的な行動であること（証人原田調書 15 頁以下）に照らすと、K 巡査部長の上記供述が虚偽のものとも認められない。このほか、S 警部補と K 巡査部長が同時に台所に立ち入った事実を認めるに足りる証拠もないことを考慮すると、K 巡査部長は S 警部補に後れて台所に立ち入ったものと認められる。

これらの事情によれば、原告らが指摘する上記説明について、意図的な虚偽の説明があるとは認められない。なお、佐藤刑事部長による「10 秒ないし 12 秒くらいだと思うのですが、遅れまして 2 人目が臨場いたしました」との説明（甲 14・21 頁）については、前述のとおり、憶測の域を超えるものではないから、これをもって損害賠償責任を基礎付ける意図的な虚偽の説明であるとまでは認められない。

(5) 平成 22 年 12 月 27 日の県議会教育公安員会での説明について

ア 原告らは、県警は、津谷弁護士が寝室に入ったのは最後であったにもかかわらず、「警察官が津谷弁護士に遅れて入った」旨の虚偽の説明をしたと主張する。

しかしながら、原告 A は「全員がすごい勢いで主人の寝室に入っていくのを台所から目撃した」と供述しており（甲 11 の 1）、原告 A の供述からも津谷弁護士が最後に寝室に入ったとまでは認められないし、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。したがって、県警が意図的に虚偽の説明をしたとは認められない。

イ また、原告らは、津谷弁護士の寝室で倒れていたのは津谷弁護士と被告 S でないにもかかわらず、「初めて被害者の方が『刺された』と寝室で言いました。そこで、K 巡査部長が『離れて』と叫んで離脱させようとしたところ、被害者の方は自分で立ち上がった」旨の虚偽の説明をしたと主張する。

原告らは、上記の主張の根拠として、津谷弁護士と被告 S しか倒れていな

いのであれば、原告Aは、S警部補とK巡查部長がいて、寝室の中を見ることができないことになるところ、原告Aは寝室の中を見ることができたことを指摘する。しかし、原告Aは「私が主人の部屋を廊下からのぞき込むと、犯人も含めた4人全員が廊下に背を向けた状態で倒れ込んでいました。主人が一番左側にいて、2人の警察官とともに、下の犯人に覆い被さって取り押さえているように見えました」（甲150）、「廊下に出て主人の寝室ドア付近に近寄ったところ、犯人の上に警察官、更にその上にもう一人の警察官が重なって犯人を押さえつけていました。その際、主人は少し前かがみになって上側の警察官の背中に手を置き、やっと体を支えているような姿勢になっていた」と供述しており（甲11の1）、その後、津谷弁護士が自ら歩いて台所に移動していることを考慮すると、原告Aの供述内容と県警の上記の説明内容は必ずしも矛盾するものではないと判断するのが相当である。したがって、原告Aの供述をもって県警の説明が虚偽の説明であると認めることはできないし、他にこれを認めるに足りる証拠もない。

ウ さらに、原告らは、県警の警察官による現場保存がずさんであったにもかかわらず、特段の問題はなかったと説明したと主張する。

県警の警察官による現場保存が適切なものでなかったことについては既に述べたとおりである。しかし、県警の西川本部長らが現場保存に問題はなかった旨答弁した事実を認めるに足りる証拠はない。したがって、原告らの上記主張は前提を異にするものであって、採用することができない。

(6) 本件検証結果の記載について

ア 原告らは、県警は、S警部補とK巡查部長が相次いで入ってきたにもかかわらず、本件検証結果に、「K巡查部長がS警部補に遅れて入ってきた」などと虚偽の記載をしたと主張する。

しかし、K巡查部長がS警部補よりも先に立ち入った事実はなく、前述のとおりK巡查部長はS警部補に後れて立ち入ったものと認められるから、上

記の記載が虚偽であるとは認められない。

イ また、原告らは、県警は、台所で津谷弁護士と原告Aが被告Sを取り押さえていたにもかかわらず、本件検証結果に、「原告Aはその場におらず、2人がもみ合っていた」と虚偽の記載をしたと主張する。

しかしながら、S警部補が勝手口から入った際、客観的に見て被告Sが制圧された状態にあったとは認められず、「もみ合っていた」との説明が虚偽のものとは認められないことは既に述べたとおりである。また、本件検証結果は「A警部補は奥様の存在については認識していない」と記載しているにとどまり、原告Aが台所にいなかったとは記載していない。したがって、上記の記載が虚偽であるとは認められない。

ウ また、原告らは、県警は、廊下の明かりにより応接室にいる被告Sの様子が見えたにもかかわらず、本件検証結果に「被告Sが応接室の暗闇から突然本件凶器の刃先を前にして飛び出してきた」と虚偽の記載をしたと主張する。

しかしながら、前述のとおり、S警部補らは被告Sが応接室に入ってしまったことによりその動静を見失っていたのであり、また、応接室から出てきた被告Sと静止した状態で対峙したわけでもないから、「被告Sが応接室の暗闇から突然本件凶器の刃先を前にして飛び出してきた」との説明が虚偽のものであると認められないことは、既に述べたとおりである。したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

エ また、原告らは、県警は、被告Sが刃先を向けていたのは津谷弁護士であったにもかかわらず、「侵入者がS警部補に向かって刃先を向けてきたので、S警部補がとっさに体裁きをした」と虚偽の記載をしたと主張する。

しかしながら、被告Sが本件凶器を手にして応接室から出てきたとき、S警部補が津谷弁護士の腕を掴んでいた状態であったことを認めるに足りる確な証拠がないことは、既に述べたとおりである。そして、S警部補は自

らの腹部が刺されたのではないかと考え、腹部を確認していることなどに照らすと、S警部補が自らに向かって進んできたと認識していたものと認められ、これを覆すに足りる証拠もない。したがって、上記の記載が虚偽の記載であるとは認められない。

オ さらに、原告らは、県警は、本件検証結果に「被告Sと津谷弁護士が一緒に寝室になだれ込み、津谷弁護士が被告Sに覆い被さるように倒れ込んだ、この過程で津谷弁護士は刺された」と虚偽の事実を記載したと主張する。

しかしながら、本件検証結果には「被疑者と被害者が一緒に被害者の寝室になだれ込み、被害者が被疑者に覆い被さるように倒れ込んだ」と記載されているものの、「この過程で津谷弁護士が刺された」とは記載されていない。そして、原告らはS警部補に腕を掴まれている状態で津谷弁護士は刺されたと主張するが、これを認めるに足りる的確な証拠がないことは、既に述べたとおりである。また、原告Aも「全員がすごい勢いで津谷弁護士の寝室に入って行くのを台所から目撃した」と供述している（甲11の1）。したがって、上記記載は虚偽の記載であると認めることはできない。

(7) 争点についての結論

以上によれば、県警の虚偽説明を理由とする不法行為の成立は認められないから、これに係る損害賠償請求には理由がない。

6 争点6（被告Sの原告Aに対する不法行為の成否）について

証拠（甲150、乙A8）及び弁論の全趣旨によれば、被告Sは、家人が就寝していた時間帯に、本件被害者宅に侵入した後、津谷弁護士の寝室で、津谷弁護士に対し、「お前を殺しにきた」などと怒鳴り、けん銃を手にした状態で、原告Aに対し、「こっち来い」などと告げ、左腕を掴んで引っ張るなどしていたことが認められるから、被告Sの行為は原告Aに対する不法行為に当たるといふべきである。

なお、被告Sは、原告Aに精神的損害は生じていないと主張するが、被告S

の行為によって、原告Aが生命、身体に対する危険を感じ、畏怖したことは明らかであるから、被告Sの上記主張は採用することができない。

したがって、被告Sの原告Aに対する不法行為に基づく損害賠償責任が認められる。

7 争点7（損害額の算定）について

（1）津谷弁護士の損害

ア 治療関係費

イ 葬儀関係費用

ウ 逸失利益

エ 慰謝料

（2）被告Sの不法行為により生じた原告Aの損害

ア 津谷弁護士の損害の相続分

イ 固有の慰謝料

ウ 弁護士費用

エ この結果、原告Aが被告Sに請求することができる損害賠償金は●●円となる。

（3）原告B、原告C及び原告Dの損害

ア 津谷弁護士の損害の相続分

イ 固有の慰謝料

ウ 弁護士費用

エ この結果、原告Bらが各自、被告Sに請求できる損害賠償金は●●円となる。

（4）原告亡E及び原告Fの損害

ア 慰謝料

イ 弁護士費用

ウ この結果、原告亡Eらが各自、被告Sに請求できる損害賠償金は●●円と

なる。

(5) 被告Sの前記6の不法行為により生じた原告Aの損害

被告Sの原告Aに対する不法行為による慰謝料等については、前記(2)イの原告Aの固有の慰謝料等と合わせて考慮するのが相当である。

第4 結論

以上によれば、前記第1の1の請求に係る被告Sの原告らに対する不法行為に基づく損害賠償責任及び前記第1の3の請求に係る被告Sの原告Aに対する不法行為に基づく損害賠償責任が認められ、原告Aの請求は、被告Sに対し、●●円及びこれに対する平成22年11月4日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり(主文第1項)、原告B、原告C及び原告Dの請求は、被告Sに対し、各●●円及びこれに対する前同日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり(主文第2項ないし第4項)、原告亡E及び原告Fの請求は、被告Sに対し、各●●円及びこれに対する前同日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり(主文第5項及び第6項)、その余の部分にはいずれも理由がない。

なお、原告らの平成26年3月3日付け文書提出命令の申立て、平成27年3月16日付け文書提出命令の申立て及び平成28年2月4日付け検証の申出はいずれも取調べの必要性がないから、これらを却下することとする。よって、主文のとおり判決する。

秋田地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 齊藤 顕

裁判官 藤田 壮

裁判官柳澤諭は、在外研究のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 齊藤 顕